

水哉子卷之上譯注 (その二)

履軒幽人著
名畑嘉則譯注

器服篇第三

《三十》

礮砲同。字書竝以爲礮石、無大銃解。蓋礮石其本義、後借以爲銃名也。按、元阿里海牙攻樊城、會西域人獻新礮法、挾之來軍中爲礮、攻樊破之、又城潭城、以礮破其木堡。忙兀台攻沙洋堡、立礮坐十有二、焚其樓櫓。亦思馬因イスマイル造礮、重二百五十斤、機發聲震天地。遂破襄陽、號襄陽礮。是皆以火藥發之。或丸或箭、若不用火藥、何得震聲如此。字書引此、猶作礮石解、何居。我邦有銃、助於永祿年間、大銃鳥銃俱有。但未有火箭法已。或曰、火箭起于天草之役。

【校】

へ1) 底本は「因」を脱す。『元史』の文面(注(二)・注(五)所掲)に従い改めた。

【書き下し】

礮・砲は同じ。字書に竝びに以て礮石と爲し、大銃の解無し。蓋し礮石は其の本義にして、後に借りて以て銃の名と爲すなり。按ずるに、元の阿里海牙アリハイヤ、樊城を攻むるに、會々西域の人新礮の法を獻じ、之を挾みて軍中に來りて礮を爲り、樊を攻めて之を破り、又た潭城タンシウに城きつくに、礮を以て其の木堡を破る。忙兀台マンウタイ、沙洋堡を攻むるに、礮坐十有二を立て、其の樓櫓を焚く。亦思馬因イスマイル、礮を造るに、重さ百五十斤、機發すれば聲天地を震はす。遂に襄陽シウヤウを破り、襄陽礮と號す。是れ皆火藥を以て之を發す。或いは丸たま、或いは箭や、若し火藥を用ひざれば、何ぞ聲を震はすこと此の如くなるを得んや。字書に此を引くに、猶ほ礮石の解を作すは、何居なんぞや。我が邦の銃有るは、永祿年間に助まり、大銃・鳥銃俱に有り。但し未だ火箭くわせんの法有らざるのみ。或るひと曰く、「火箭は天草の役より起おこる」と。

【譯】

礮ほとは同じ意味である。字書ではどちらも機石（投石機）の意味とされ、大銃おほづという意味は載っていない。機石がこの字の本来の意味で、後世にこの字を借りて銃の呼び名にしたのであろう。按ずるに、元のアリハイヤが樊城を攻めた際に、たまたま西域の人が新たな礮の術を傳えたので、これを取り入れ、陣中に持ち込んで礮を作り、樊を攻め破つた。さらに、潭城に月城（防御用の付け城）を築いたのに對し、礮を使ってその木の砦を破つた。マンウタイが沙洋の砦を攻めた際には、十二の礮を立てて、その槽を焼いた。イスマイルが礮を造つたところ、その重さは二百五十斤あり、機械が發動すれば、その音は天地を震わせた。かくして襄陽を破つたので、襄陽礮と呼ばれたという。これらは全て火薬で發射したものである。彈丸にしろ矢にしろ、いずれを打ち出したにしても、もし火薬を用いなかったならば、どうしてそのような大音を轟かせることができたろうか。字書にこの記事を引くのに、依然として機石と解釋しているのは何故だろうか。わが國に銃が傳來したのは、永祿年間（一五五八―七〇）に始まるが、その時から大銃・鳥銃はどちらもあつた。しかし火箭の法だけはまだ傳わっていないから。ある人は「火箭は天草の役の時から始まつた」と云う。

【注】

(一) 例えは、「康熙字典」午集下、石字部、礮の條に「廣韻、匹貌切。集韻・韻會・正韻、披教切、竝拋去聲。俗作砲。機石也。」とある。

(二) 『元史』卷一百二十八、阿里海牙傳に次のようにある。

五年、命與元帥阿朮、劉整取襄陽、又加參知政事。始、帝遣諸將、命母攻城、但圍之、以俟其自降。乃築長圍、起萬山、包百丈・楚山、盡鹿門、以絕之。宋兵入援者、皆敗去。然城中糧儲多、圍之五年、終不下。九年三月、破樊城外郭、其將復閉內將守。阿里海牙以爲襄陽之有樊城、猶齒之有唇也、宜先攻樊城、樊城下、則襄陽可不攻而得。乃入奏。帝始報可。會有西域人亦思馬因獻新礮法、因其人來軍中。十年正月、爲礮攻樊、破之。

(三) 同右にまた次のようにある。

阿里海牙至鄂、招潭州守臣李芾、不聽。乃移兵長沙、拔湘陰。冬十月、至潭、爲書射城中以示芾、曰、速下、以活州民、否則屠矣。不答。乃決隄水、部分諸將、以礮攻之、破其木堡。流矢中胸、瘡甚、督戰益急、奪其城。潭人復作月城以相拒。凡攻七十日、大小數十戰。十有三年春正月、芾力屈、及轉運使鍾蜚英、都統陳義皆自殺、其將劉孝忠以城降。諸將欲屠之、阿里海牙曰、是州生齒數百萬口、若悉殺之、非上諭伯顏以曹彬不殺意也、其屈法生之。復發倉以食饑者。

(四) 『元史』卷一百三十一、忙兀台傳に次のようにある。

十一年、從丞相伯顔、平章阿朮南征、命與萬戶史格率麾下會鹽山嶺。遇宋兵、忙兀台突陣殺一人、諸軍繼進、與戰敗之。自鄧州黃家原盪舟入湖、至沙洋堡、立砲座十有二、豎雲梯先登、焚其樓櫓、拔羊角壩、破沙洋堡、擒宋將四人。

(五) 『元史』卷二百三、方技工藝傳、亦思馬因の條に次のようにある。

亦思馬因、回回氏、西域旭烈人也。善造砲、至元八年與阿老瓦丁至京師。十年、從國兵攻襄陽未下、亦思馬因相地勢、置砲于城東南隅、重一百五十斤、機發、聲震天地、所擊無不摧陷、入地七尺。宋安撫呂文煥懼、以城降。既而以功賜銀二百五十兩、命爲回回砲手總管、佩虎符。十一年、以疾卒。子布伯襲職。

(六) 襄陽砲の號については、明・陳仁錫編『八編類纂』(明・天啓年間刊)卷六十四、兵之三、器械之利下に次のように見える。

臣按、元人始造此砲以攻破襄陽、世因曰襄陽砲。考唐史、李光弼作砲飛巨石、一發斃二十餘人。疑即此砲、蓋古原有此制、流入西番、亦思馬因倣而爲之也。自有此砲、用以攻城、城無不破、用以擊舟、舟無不沉。今民間多有知其制度者。

なお、『佩文韻府』卷七十八、「襄陽砲」の項に、「元史、伊蘇瑪勒造砲、重一百五十觔、機發聲震天地、遂破襄陽、號一

一。」と注記されるが、『元史』中に「襄陽砲」の語は見出せない。

(七) 例えば、清・梁國志『欽定音韻述微』(二七六五年刊)卷二十二、「砲」字の條に、

破孝切。以機發石也。范蠡兵法有飛石之制、爲砲所始。見漢甘延壽傳注。又唐李密以機石攻城、號將軍砲。通作拋、俗作砲。案、古砲用石、元初得西域砲、攻金蔡州、始用火。今以鋼鐵爲質、實以鉛丸、發以礮燄、軍中制勝、尤爲利器云。

とあるように、中國の字書においては、火藥を用いる場合でも「機石」(一機を以て石を發す)と稱しているようである。

(八) 「鳥銃」は、いわゆる鐵砲(種子鳥銃)のこと。明・戚繼光『練兵實紀』卷四、練手足に、「一、鳥銃、本爲利器、臨陣第一倚賴者也。……況名爲鳥銃、謂其能擊飛鳥、以其著准多中也。」明・茅元儀『武備志』卷一百二十四、鳥嘴銃の條に、「後手不用棄把、點火則不搖動、故十發有八九中、即飛鳥之在林、皆可射落。因是得名。此鳥銃之所以爲利器也。」とあるように、飛ぶ鳥を撃ち落とせるほど狙いが正確であることから来た呼び名とされるが、當の『武備志』や、明・唐順之『武編』、明・王鳴鶴『登壇必究』等に「鳥嘴銃」の呼稱が見えることからすれば、形状が鳥の嘴に似ることからの命名であるかもしれない。

(九) 『和漢三才圖會』卷二十一、兵器部、火箭の條に、「按火

箭有數品。相傳云、寛永年中防州赤石内藏助始作棒火箭、而後以工夫改作、故有異同、以爲家傳」とある。

《三十一》

按徵愆録、柳世龍在平壤、發快船射敵艇上。發玄字銃、大箭如椽過江。倭衆仰視、皆叫噪而散。箭墜地、爭聚觀之。据此、我未有火箭銃、而韓先有之。又曰、平義智獻「孔雀、及鳥銃・槍・刀等物。我國之有鳥銃始此。〔是在庚寅歲。〕」据此、韓有鳥銃、後於我。

【書き下し】

按ずるに、『徵愆録』に、「柳世龍、平壤に在り、快船を發して敵を艇上より射る。玄字銃を發するに、大箭、椽の如くして江を過ぐ。倭衆仰視し、叫噪して散る。箭、地に墜つれば、争ひ聚りて之を觀る」と。此に据れば、我に未だ火箭銃有らずして、韓に先之有り。又曰く、「平義智、二孔雀及び鳥銃・槍・刀等の物を獻す。我が國の鳥銃有るは此に始まる。〔是れ庚寅の歲に在り。〕」と。此に据れば、韓の鳥銃有るは我に後る。

【譯】

按ずるに、柳成龍の『徵愆録』に、「私は、平壤（の戰）にお

いて、快速船を發進させると、敵を船の上から射た。玄字銃を發射すると、^①、火箭はたるきのように（真つ直ぐに飛んで）川を越えた。倭の軍勢はこれを仰ぎ見て、みな大聲で喚きながら四散した。火箭が地に落ちると、われ先にと集まりこれを注視した」とある。^②。これに據ると、わが國にはまだ火箭銃がなかったが、朝鮮には先にこれがあったのである。また、「（對馬の）平（宗）義智が二羽の孔雀と鳥銃、槍、刀などを獻上した。わが國が鳥銃を持ったのは、この時に始まる。（これは庚寅の年（一五九〇年）に當る。）」とある。^③。これに據ると、朝鮮に鳥銃が渡つたのは、わが國より後のことである。

【注】

(一) 「玄字銃」は、李氏朝鮮期に製造された大砲の名。天・地・玄・黄（「千字文」冒頭の四字）および勝の各字を冠した四種の銃筒があつたという。天字銃筒が最大で、玄字銃筒は大きくさは三番目に當る。なお、ソウル市が運営する「ソウル文化財」HP、民俗・武器のページ）では、「天字銃筒」「黄字銃筒」「勝字銃筒」の映像が閲覧できる。因みに、明國にも天・地・玄の三字を冠した砲が存在したことが、茅元儀『武備志』卷百二十三、火器圖說二、神銃車砲の條に見える。

(二) 朝鮮・柳成龍『徵愆録』卷二に次のようにある。

六月十一日、車駕出平壤回寧邊。大臣崔興源・兪弘・鄭澈

等屬從。左相與金元帥・李巡察・元翼留守平壤。余亦以接待唐將留。……余令軍官姜士益從防牌內以弓箭射之。矢及沙上、賊遂而却。元帥發善射者、乘快船、中流射賊船、稍近東岸、賊亦退避。我軍從舡上、發玄字銃、大箭如椽過江。倭衆仰視、皆叫譟而散。箭落地、爭聚觀之。

右に據れば、船上から玄字銃を撃たせたのは、柳成龍ではなく元帥の金命元のようなのである。

(三) 同右・卷一に次のようにある。

日本國使平義智來。秀吉既殺橋康廣、又令義智來求信使。

義智者其國主兵大將平行長女婿也。秀吉腹心對馬太守宗盛長、世守馬嶋、服事我國。時秀吉去宗氏、使義智代主島務。……

庚寅三月、遂與義智等同發。時義智獻二孔雀及鳥銃・槍・刀等物、命放孔雀於南陽海島、下鳥銃於重器寺。我國之有鳥銃、始此。

《三十二》

武備志曰、鳥銃、中國原無傳、自倭國始得之。此與各色火器不同。利能洞甲、射能命中、猶可中金錢眼、不獨穿楊而已。又曰、鳥銃原出西蕃波羅多伽兒國。佛來釋古者、傳於豐州。〔豐州謂豐前豐後。〕造鳥銃、一門價二十餘兩、用之奇中。別州無此妙。所謂鳥銃、斤三錢丸者。丸稍重者、彼則不之貴。

【書き下し】

武備志に曰く、「鳥銃は、中國に原傳はる無く、倭國より始めて之を得たり。此れ各色の火器と同じからず。利は能く甲を洞し、射して能く命中すること、猶ほ金錢の眼に中つべくして、獨り楊を穿つのみならず」と。又た曰く、「鳥銃は原西蕃の波羅多伽兒國に出づ。佛來釋古なる者、豐州に傳ふ。〔豐州とは豐前・豐後を謂ふ。〕鳥銃を造るに、一門の價二十餘兩にして、之を用ふれば奇中す。別州には此の妙無し」と。所謂鳥銃とは、斤三錢の丸なる者。丸稍々重き者は、彼則ち之を貴はず。

【譯】

『武備志』に云う、「鳥銃は、もともと中國には傳わつておらず、倭國から始めて手に入れたのである。これは各種の火器とは異なり、その威力は甲を貫くことができ、的を狙つて撃中させることは、錢の穴をも通すほどで、楊の葉を貫くくらいには止まらない。」また云う、「鳥銃はもともと西蕃のポルトガル國に由來し、フラスコなる者がその技術を豐州に傳えた。〔豐州とは豐前・豐後をいう。〕鳥銃を作るには、一門につき二十餘兩の値段になるが、これを用いれば甚だよく命中する。他の州ではこれほど精妙にはできない。」ここに云う鳥銃とは、一斤三錢の彈丸を用いるものを用い、彈丸のやや重いものは、彼ら

(明國の人々)は貴ばなかつた。

【注】

(一) 『戰國策』西周策に、「楚有養由基者、善射、去柳葉者百步而射之、百發百中」とある。

(二) 明・茅元儀『武備志』卷二百二十四、軍資乘、火器圖說三、鳥銃の條に、「此器中國原無傳、自倭夷始得之。此與各色火器不同。利能洞甲、射能命中、猶可中金錢眼、不獨穿楊而已。」とある。

(三) 『武備志』卷二百三十一、占度載、日本考二、利器の條に、「鳥銃、原出西番波羅多伽兒國。佛來釋古者、傳於豐州。造鳥銃一門、價二千餘兩、用之奇中、別州無此妙。」とある。

(四) 原文は「斤三錢」。とりあえずその文面に従つて譯したが、「一斤三錢」では約六一〇グラムとなるから、手持ち式の銃の彈丸としては重すぎる。『武備志』火器圖說三、鳥銃の條にも「其法、每銃口以可容三錢鉛子爲準」とあるように、「斤」は衍字もしくは「用」字等の誤と見るべきであらう。

《三十三》

漢人築城之方、比諸吾邦、雖互有得失、要之不若也。若甕城、不便於拒守、徃徃爲敵資。蓋恃大城門爲固、不甚惜之也。然敵獲

之、易以進攻。弗若吾門内設升城也。若甕包・石包、皆不牢固、羊馬牆、亦終爲敵之有、而濠上餘地、適容敵穿城。竝不若吾石壁百仞、直達濠底也。若敵樓・敵臺、徒費功、弗若吾甕城之巧也。是故漢土、自非山河形勢、天然險阻、無不可攻之城。吾邦則不然。雖平原曠野、無一塊土阜、苟不惜工力、必成不可攻之城矣。可謂巧奪造化。獨用火器、有未精耳。余嘗有陰谷壘雷之製。起於臆斷創意、竊謂漢人善用火器、必須有者。及檢武備志、則不之覩。豈造化之秘、有待其人邪。姑記于左、告來者。

【書き下し】

漢人の築城の方は、諸を吾が邦に比ぶれば、互に得失有りと雖も、之を要するに若かざるなり。甕城の若きは、拒守に便ならず、徃徃にして敵の資と爲る。蓋し大城門を恃みて固しと爲し、甚だしくは之を惜しまざればなり。然れども敵之を獲れば、以て進攻し易し。吾が門内に升城を設くるに若かざるなり。甕包・石包の若きは、皆牢固ならず、羊馬牆も、亦た終に敵の有と爲りて、濠上の餘地、適に敵の城を穿つを容る。竝びに吾が石壁百仞、直ちに濠底に達するに若かざるなり。敵樓・敵臺の若きは、徒に功を費すのみにして、吾が甕城の巧みなるに若かざるなり。是の故に漢土、山河の形勢、天然の險阻に非ざる自りは、攻むべからざるの城無し。吾が邦は則ち然らず。平原曠野、一塊の土阜無しと雖も、苟も工力を惜しまざれば、必ず攻むべからざるの城を成す。

巧、造化を奪ふと謂ふべし。獨り火器を用ふる事、未だ精ならざる有るのみ。余嘗て陰谷塾雷の製有り。臆斷創意に起これば、竊かに謂へらく、漢人の善く火器を用ふる、必ず須らく有るべき者なりと。武備志を檢するに及び、則ち之を觀ず。豈に造化の秘、其の人を待つ有るか。姑く左に記し、來者に告ぐ。

【譯】

漢人の築城法は、わが國の築城法に比べ、それぞれ長所・短所はあるものの、結局のところ及ばない。例えば甕城（三）は、防禦の便が良くなって、しばしば逆に敵の助けとなる。城門の堅固さを持つているので、餘り惜しむ氣持ちがないためであろう。しかし敵がこれを得れば、進攻はしやすくなる。わが國の城で門内に升城（四）を設ける方が優れている。甌包や石包（五）は、いずれも堅固ではない。羊馬牆（六）も、結局は敵に占據されて、濠の内側に侵入した敵に城壁を崩すことを許してしまう。いずれもわが國の城の石垣が百仞の高さで聳え立ち、濠の底にまで達するのには及ばない。敵樓・敵臺（七）などは、無駄に勞力を費やすばかりで、わが國の甕城（八）の巧妙さには及ばない。そのため、漢土では、天然の山河が險阻な地形をなしている土地でない限り、難攻不落の城というものは存在しない。わが國はこれと異なり、わずかな丘すらない平原廣野であつても、勞力さえ惜しまなければ、必ず難攻不落の城を築き上げる。まさに「巧、造化を奪ふ」と

稱するに相應しい。ただ火器の活用が十分精密でなかつたといふだけである。私は以前、陰谷塾雷（九）なる戰術を考案した。自己流の思い付きから出たもので、火器の使用を得意とする漢人にならば、きっと先例があるに違いないと思つていたが、『武備志』を讀んでみたところ、類似のものは載つていない。自然界の神祕は、然るべき人でなければ明らかにできない。といふことなのであろうか。取りあはず左に記録して、未來の人に傳ふる（一〇）ことにする。

【注】

（一）城門外に更に設ける半圓形もしくは方形の防禦用の付け城。宋・曾公亮『武經總要』前集卷十二、守城に、「門外築甕城、城外鑿壕、去大城約三十步、上施釣橋。……其城外甕城、或圓或方、視地形爲之。高厚與城等、惟偏開一門、左右各隨其便。」とある。

（二）枅形虎口（十一）をいうか。枅形虎口とは、虎口（城郭の出入り口）の外側または内側に更に壁を設けて方形の空間（枅形）を作り、門を二重に構え動線を複雑化することによって、攻撃側の侵入を困難にする構造をいう。

（三）「甌包」「石包」の語は辭書に載せない。甌は煉瓦。版築で造つた城壁を覆うための煉瓦や石板を指すか。

（四）羊馬城ともいう。城壁と壕の間に建てた隔壁。唐・杜祐

『通典』卷一百五十二、兵五、守拒法に、「城外四面壕内、去城十步、更立小隔城、厚六尺、高五尺、仍立女牆。謂之羊馬城。」とある。

(五) 敵樓は、城壁の上に設ける防禦用の櫓。『武經總要』前集卷十二、守城に、「凡城上皆有女牆、每十步及馬面、皆上設敵棚・敵圍・敵樓。」とある。なお、『南齊書』卷十六、百官志、衛尉の條に「宮城諸却敵樓上本施鼓、持夜者以應更唱、太祖以鼓多驚眠、改以鐵磬云。」とあり、その他、『僧伽羅刹所集經』『起世經』『佛本行集經』等、六朝から隋に至る時期の佛教典籍にもしばしば見えるように、古くは「却敵樓」と稱していたものようである。敵臺も敵樓とはほぼ同様のもの。明・唐順之『武編』前集卷二に、「若果賊將來、只須謹閉城門、俟其到城、方去吊橋、亦不爲遲。況賊長城上銃礮、決不敢近我城下。其城無敵臺、則不能眺遠顧下、何以言守。必要貼城築出敵臺。每座相去或五六百步、或七八百步、或三三百步、各隨城勢之曲直。」とある。

(六) わが國の城における、いわゆる「横矢掛り」、すなわち敵の側面から矢を射かけることを容易にするため壘壁に凹凸をつけた構造を指すか。

(七) 日本と中國では城郭についての考え方がまったく異なり、中國でいう「城」は城壁は備えるものの基本的には一般人民が生活する都市をいうのに對し、わが國の「しろ」は軍隊が據る

砦の發展したものが主であつて、兩者の體現する防衛戰略は根本的に異なる。難攻不落の「城」は、人民が生活する都市としては機能し難いものとならざるを得ない。

(八) 「巧奪造化」は、人工の巧が自然の造化を上まわるの意。宋・梅堯臣の「傳神悅躬上人」詩に、「子誠丹青妙、巧奪造化深」と見える。なお、「功奪造化」の形では晉・郭璞『葬書』外篇に出る。

(九) 「蟄雷」は、白居易「酬盧祕書二十韻」詩に、「晦厭鳴鷄雨、春驚震蟄雷」と見える語。

(一〇) 原文「待其人」は、『中庸』に、「大哉聖人之道。洋洋乎、發育萬物、峻極于天。優優大哉。禮儀三百、威儀三千。待其人而後行。」と見える語。

(一一) 原文「來者」は、『論語』子罕に、「後生可畏、焉知來者之不如今也。」と見え、「告來者」の形では、白居易「江州司馬廳記」(『白氏長慶集』卷四十三)に「予佐是郡行四年矣。其心休休如一日二日、何哉。識時知命而已。又安知後之司馬、不有與吾同志者乎。因書所得以告來者。」と見える。

《三十四》

城基四面、處處鑿石壁爲礮穴。大抵内面横尺、縦倍之、不必方幅、雖斜突可也。以人身不能鑽入爲度、外面漸大、不礙丸爲妙。

即就現成城堡爲之、用工頗難。乃當始築之際爲之、畧不費力。其高下、準城外地面、不作行水、使礮丸可平擊人胷也。穴内安大礮、覆以石屋。蓋城上下擊者、殺人在到地處。故雖大丸、殺人不多。適入人群、亦不過殺四三人。即不中、則虛放矣。夫穴中平擊者、當敵簇擁時放之、遠近三四百步、前敵不中、則中後敵。丸大勢猛、所擊數十百人、少亦決不至虛放矣。則一礮之威、可却萬衆。其尤要緊、爲當濠橋者。橋不直城門、必斜架焉、正與礮穴相直。造時引繩、放時尤準、譬橋上敵簇擁而來、大丸擊其中、則中來數十人、可粉齏。霹靂之震、左者左墜、右者右墜、偶有脫死者、亦魄喪耳聾、不復爲人。又其末勢所激、橋外擊人多少。是一丸可殲數百人。且吾兵出入、逍遙自在。無復追敵混入之患。豈不妙哉。

【書き下し】

城基の四面、處處に石壁を鑿ちて礮穴を爲る。大抵内面は横は尺、縦は之に倍し、必ずしも方幅ならず、斜突すと雖も可なり。人身鑽入する能はざるを以て度と爲し、外面漸く大にして、丸を礙げざるを妙と爲す。即し現成の城堡に就きて之を爲せば、工を用ふることに頗る難し。乃ち始めて築くの際に當りて之を爲せば、畧々力を費さず。其の高下は、城外の地面に準じ、行水を作さず、礮丸をして平らかに人の胷を撃つべからしむるなり。穴の内に大礮を安き、覆ふに石屋を以てす。蓋し城上より下に撃てば、人を殺すこと、地處に到るに在り。故に大丸と雖も、人を殺すこと多

からず。適々人群に入るも、亦た四三人を殺すに過ぎず。即し中らざれば、則ち虚放なり。夫れ穴中より平らかに撃つ者は、敵簇擁するの時に當りて之を放てば、遠近三四百歩、前敵に中らざれば、則ち後敵に中る。丸大にして勢ひ猛なれば、撃する所は數十百人、少きも亦た決して虚放に至らざらん。則ち一礮の威、萬衆を却くべし。其の尤も要緊なるは、濠橋に當る者と爲す。橋は城門に直くせず、必ず斜めに架け、正に礮穴と相直くす。時に造りて繩を引き、放つ時尤も準なること、譬へば橋上に敵簇擁して來るに、大丸其中に撃すれば、則ち中來の數十人、粉齏すべし。霹靂の震、左なる者は左に墜ち、右なる者は右に墜ち、偶々死を脱する者有るも、亦た魄喪はれ耳聾し、復た人爲らず。又た其の末勢の激する所、橋外に人を撃つこと多少ぞ。是れ一丸にして數百人を殲すべし。且つ吾が兵の出入、逍遙自在なり。復た追敵混入するの患ひ無し。豈に妙ならずや。

【譯】

城の土臺の四方に、所々石垣に穴を開けて砲門を作る。穴はおむね内側が横一尺、縦はその倍とし、形は四角でなくてよく、斜めであつても構わない。人の身體が入り込めない大きさを基準とし、外側に向けて次第に幅を廣げ、砲彈を撃ち出す際に邪魔にならぬようにするのが肝要である。すでに出來上がつた城で作るうとすれば、工事は極めて難しいが、最初に築城する際に作るな

ら、ほとんど努力を必要としない。砲門の高さは、城壁の外の地面を基準として、(すぐ外側には)濠を作らず、砲弾が人の胸に水平に撃ち當るように合わせる。穴の中には大砲を据え付け、石の覆いを被せておく。城壁の上から下に向けて撃つ場合、人を殺せるかどうかは、その場所に着弾するか否かに掛かる。そのため、大きな砲弾であつても、殺せる人数は多くないのである。たまたま群集の中に當つたとしても、せいぜい三四人を殺せるに過ぎず、當らなければ無駄弾である。ところが、穴の中から水平に撃つ場合、敵が密集した時を狙つて放つなら、三四百歩の間であれば、前の敵に當らなくとも後の敵には必ず當る。砲弾が大きく發射の勢いが強ければ、撃碎される者は數十、數百人にのぼり、少なくとも無駄弾には決してならないであらう。そうならば、一門の砲の威力で、萬の軍勢を退けることができる。とりわけ重要なのは、濠の橋に向かい合う砲である。橋は城門に正對するように架けず、必ず斜めに架け、砲門に正對するようにする。時に及んで引き綱を引き、發射する時機の絶妙なること、例えば橋の上に敵が密集した時に、その真ん中に命中させたなら、中央を來た數十人は粉碎されるであらうし、落雷のごとき震動で、左側にいた者は左に落ち、右側の者は右に落ち、運よく死を免れた者があつても、魂は抜け、耳は聞えずで、もはや物の數ではない。さらに、砲弾が飛んで行つてぶつかる先では、橋の外側にいる敵兵をどれだけ撃碎することであらうか。かくて一發の砲弾で數百人を打ち

倒すことができる。しかもわが方の兵の出入りは自由自在であり、追撃の敵兵が入り込む心配ももはやない。何と絶妙なことではないか。

【注】

(一) 原文は「造時引繩」。とりあえず底本の返點に従つて、造を「いたる」と訓じ、「造時」を「時に及んで」と譯した。しかし、造字に「いたる」の訓はあるが、その場合「ある場所へ出向く」「ある境地に到達する」の意であり、「…の時に…」のような用法は見られない。また、「引繩」は、木工の際に墨繩で材木に線を引くこと、すなわち設計することを指すから、「造時引繩」は、あるいは「造る時に繩を引く」と訓じ、「造營の際に(巧妙に)設計する」と譯すべきところか。

(二) 本條に履軒が説く戰術は、やや空想的に過ぎる感がある。例えば、伊勢貞丈『安齋隨筆』卷四、鐵砲大筒小筒利方の條には、蜷川親興の説を引いて次のように述べる。

大筒は矢倉石垣等をうち壞し、其の勢猛烈にして小筒の能く及ぶ所に非ずといへども、是れを持ち運ぶに地車にのせ多く人夫懸りてたやすからざるが故、山坂海川を越えて他國へはこぶ事甚だ難澁なるものなり。自國の内にて用ひがたき物なり。大筒の玉の勢は猛烈也といへども、玉一つの飛ぶ道筋甚だ狭ければ、其の玉の通る道筋に立ちたる人より外には當

る事なし。是れ其の功少きなり。小筒百挺ならべて打つならば、百人を打つべし。是れ其の功多し。

大砲に對し、専ら平地での攻城兵器としてのみ價值を認めるもので、妥當な論であろう。連續して發射するのに時間を要する大砲では、敵を近づけさせる戦法はやはり不利であると思はれる。

《三十五》

徵愆録説我軍容、曰赤旗、曰紅白旗。是知旗爲旗幟大名、不必拘制度。

【書き下し】

徵愆録に我が軍容を説くに、赤旗と曰ひ、紅白旗と曰ふ。是に知る、旗は旗幟の大名爲り、必ずしも制度に拘せざるを。

【譯】

『徵愆録』で、わが國の軍容を説明するときに、赤旗と云つたり、紅白旗と云つたりしている。このことから、旗とは旗や幟の類の總稱であり、制度に拘泥（して嚴密に呼び分け）する必要はないということがわかる。

【注】

(一) 例えば、『徵愆録』卷一に、「登高以望、赤旗滿城中、以此知城陷。」、卷二に、「隔江望賊兵、亦不甚多。東大院岸上、排作一字陳、豎紅白旗、如我國挽章樣。」とある。

(二) 竿の先に旄牛（旄牛、ヤク）の尾を下げ羽飾りを施したものの。『爾雅』釋天に「注旄首曰旄。」とあり、その李巡注に「以旄牛尾著旄首。」とある。また、後漢・許慎『說文解字』卷七に、「旄、游軍載旄、析羽注旄首、所以精進士卒。」とある。

(三) 縦に長い形の旗。のほり。『墨子』旗幟篇に、「亭尉各爲幟、竿長二丈五、帛長丈五、廣半幅者大。」とある。

(四) 旗・旄の類の具體的な規定や形態上の區別については、『三才圖會』器用六卷、兵器類などに詳しい。

《三十六》

三代實録 元慶五年、出羽國、上三年蝦夷叛亂、所燒盜官庫器、有言、槍二百八十一竿、鎌槍七十三竿、鯰尾槍二百八竿。据此、世人云槍肇於建武以後者、非也。

【書き下し】

三代實録に、元慶五年、出羽の國、二年に蝦夷叛亂し、燒き盜

む所の官庫の器を上すに、言ふ有り、「槍一百八十一竿、鎌槍七十三竿、鯨尾槍一百八竿」と。此に据れば、世人の、槍は建武以後に肇まると云ふ者は、非なり。

【譯】

『三代實録』の元慶五年の記事で、出羽の國より、元慶二年に蝦夷が叛亂した際に焼かれたり盗まれたりした官庫の器物について上奏した中に、「槍が百八十一本、鎌槍が七十三本、鯨尾槍が百八本」と云っている。これに據れば、世の人が、槍は建武以後に始まつたと云うのは、誤りである。

【注】

(一) 『三代實録』卷三十九、元慶五年夏四月の條に次のようにある。

廿五日、……出羽國、元慶二年、爲夷虜所燒盜、穀類四十二萬五百一束六把八分六毫、糯七百五十斛、革短甲三百四十七領、胄五百三十三枚、鐵鉢一百五十七枚、革鉢五十枚、木鉢三百二十六枚、箭八千三百八十隻、大角六枚、小角八枚、鼓六十面、太刀五十五柄、弓七十一張、鐵鈎五十五柄、弩二十九具、手弩一百具、鉄一十三柄、鉞八柄、楯五十二枚、槍一百八十一竿、鎌槍七十三竿、鯨尾槍一百八竿、官舎一百六十一宇、城櫓二十八宇、城棚櫓二十七基、塙棚櫓六十一基。

(二) 具原好古『大和事始』(二六九七年)卷三、槍の條に、『三代實録』の記事を引いた後、「この時ハさまざまの槍ありけるにや。」と云い、さらに以下のごとく注記する。

今ノ世に專兵器の要用とする鎗ハ、楠正成の作れる所と云。太平記廿五卷住吉合戰の條下に、楠正行の兵士の内、天野了願と云法師武者、柄の長さ一丈許に見へたる鎗を、馬の平領に引副たりとあり。是鎗を用たる事の、書に見へたる始ならん。

ホコとヤリを區別し、ホコを古い時代のもの、ヤリを建武以後のものと考えているが、どのような基準による區別であるのかは判然としない。この點、菊岡沾原『本朝世事談綺』(近代世事談)『(一七三四年)卷二、器用門、鎗の條には、次のごとく古今のヤリを區別した記述がある。

軍用に專用ゆる所の鎗は、楠正成が作れる所と云。大平記住吉合戰に楠正行が兵士天野了願法師と云法師武者、柄の長さ一丈ばかりに見へたる鎗、馬の平首に引そへたりとあり。此時節は珍らしそうに書たり、專に用る事は室町家の時分より起ると云。古今銘盡に云、近江國天九郎俊長と云者鎗を作るの上手也と有。延文のころの人也。大むかしも鎗ありしかども、今のやうに小どりまはしなるものにあらず、大駭に拵たるものと見へたり。三代實録に、元慶五年條下に、槍一百八十竿、鎌槍或は鯨尾の槍とあり。

すなわち、古代のヤリは鎌槍・鯨尾槍等の「大騷に拵たるもの」、建武以後のヤリは「小どりまはしなるもの」と見なし區別する。なお文中に『古今銘盡』を引くが、原據の「番鍛冶之次第」では、天九郎俊長の生國を「遠江」に作る。新井白石『東雅』（一七一七年）卷十、器用の部、矛の條に云う。

槍また讀てホコといふ。令義解には、木兩頭銳者、即戈之屬也と見えたれど、天智天皇の中大兄皇子と申しまいらせし時に、入鹿臣を斬り給ひしに、自ら長槍を執り給ひしと見えれば、鋒刃なからむ物とも思はれず。其後に花槍鎌槍鯨尾槍などいふもの、如き、木の頭銳きものとのみも見えず。後代に及びて、ヤリといふ者、古の長槍の制によりて、名付てヤリといひしは、破やぶの義と見えたり。

これに據る限り白石はヤリとホコを形態上特に區別してないようである。

《三十七》

武備志曰、今之教兵、當用何器乎。兪大猷對曰、有鉤鎌刀コウケン者、割來亦便、鎗去亦便、上足傷人、下足傷馬。有馬又中者、上可又人、下可又馬。有龍刀リウ鎗コウ者、斫人亦可、鎗人亦可。此三器者、其柄俱止長七八尺。庶殺人陣中、便以運轉、紛紛紜紜、鬪亂不亂也。此運用尺寸、正與今十字戟術合。可知十字戟、爲刀鎗諸器之

最。

【書き下し】

武備志に曰く、「『今の兵を教ふる、當に何の器をか用ふべきや。』兪大猷對へて曰く、『鉤鎌刀コウケンのコウなる者有り、割さき來るも亦た便、鎗かけ去るも亦た便、上は人を傷るに足り、下は馬を傷るに足る。馬又の中なる者有り、上は人を又またすべく、下は馬を又すべし。龍刀リウ鎗コウのコウなる者有り、人を斫るも亦た可、人を鎗かくるも亦た可なり。此の三器なる者は、其の柄つかに長さ七八尺に止まる。陣中に殺入し、便ち以て運轉し、紛紛紜紜として、鬪亂するも亂れざるに庶ちかきなり。』」と。此の運用・尺寸せきん、正に今の十字戟術じふじげきと合す。十字戟の、刀鎗諸器の最爲るを知るべし。

【譯】

『武備志』に云う、「『今、兵士を教練するのに、何の武器を使うのがよいだろうか。』兪大猷が答えて云う、『鉤鎌刀というコウ形のものがある、切るのにも、引つかけるのにも都合がよい。上は（馬上の）人を殺傷でき、下は馬を殺傷できる。馬又というコウ形のもがある、上は人を刺すことができ、下は馬を刺すことができる。龍刀鎗というコウ形のもがある、人を斬るのにもよく、引つかけるのにもよい。この三種の武器は、いずれも柄の長さは七、八尺を越えない。陣中に突入してぶん回し、入り交つ

て亂闘しても、混亂に陥ることがないだろう。』^三その使い方や寸法は、今の十字戟術とびつたり合致する。十字戟が刀鎗類の武器で最も優れたものであることがわかる。

【注】

(一) 『武備志』卷八十三、陣練制、教旗八、本朝兪大猷法に云う。

曰、今之教兵、當用何器乎。對曰、有鉤鎌刀者、^一者割來亦便、鎗去亦便、上足傷人、下足傷馬。有馬叉者、^二上可叉人、下可叉馬。有龍刀鎗者、^三砍人亦可、鎗人亦可。此三器者、其柄俱止長七八尺。庶殺人陣中、便以運轉、紛紛紜紜、鬪亂不亂也。又左手執圓牌、右手執環刀、滾殺虜馬、亦我兵一長技也。

《三十八》

又引紀効新書、鏡鈹^ト、此器自倭時始用。在閩・粵・川・貴・雲・湖、皆舊有之。而製不同。乃軍中最利者。鏡鈹据圖、與前所謂馬叉同、長短亦相比。不知有小異否。

【書き下し】

又た紀効新書を引く、「鏡鈹^ト。此の器は倭の時より始めて用

ふ。閩^{クワン}・粵^{ウエツ}・川^{クワン}・貴^{クワン}・雲^{クワン}・湖^{クワン}に在りて、皆舊^{キウ}之有るも、製は同じからず。乃ち軍中の最も利なる者なり」と。鏡鈹は、圖に据れば、前の所謂馬叉^{ハサ}と同じくして、長短も亦た相比す。小異有るや否やを知らず。

【譯】

また（『武備志』に）『紀効新書』を引いて云う、「鏡鈹^ト。

この武器は倭寇の時から用い始めた。福建・廣東・四川・貴州・雲南・湖南湖北の地方には、いずれも古くからこれがあったが、作り方はそれぞれ異なっている。軍の中で最も攻撃力の高い武器である。』^三鏡鈹なるものは、圖に據れば、（形は）前述の馬叉と同じで^三、長さもまた似通っている。幾らか違いがあるのであろうか。

【注】

(一) 『武備志』卷一百四、軍資乘、戰九、器械三、鏡鈹の條に次のようにある。

鏡鈹上用利刃、横彎股、刃用兩鋒、中有一脊。造法須分脊平、磨如磨刀法、兩刃自脊平減至鋒、其鋒乃利、日久不禿。彎股四稜、以稜爲利、須將稜四面直削、亦日久不禿。中鋒頭下之庫、可容核桃、則安于木杪、乃不損折、仍用一釘關之、但横股壯矣。……此器自有倭時始用。在閩・粵・川・貴・雲

湖、皆舊有之。而製不同。乃軍中最利者。

しかし、ここには「紀効新書曰」等の文言は見られず、また、威繼光『紀効新書』に當つても本條所引の文面は見出せない。ただし、同じ威繼光の『練兵實紀』卷五、鏡鈚解には次のようにある。

此器、柄長八尺、粗可寸半、上用利刃、横以彎股、刃用兩鋒、中有一脊。造法須分脊平、磨如磨刀法。兩刃自脊平減至鋒。其鋒乃利日久不禿。彎股四稜、以稜爲利、須將稜四面直削至尖、庶日久而不禿。中鋒頭下之庫、須如大核桃大、安于木杪、乃不損折。仍用一釘銷之。于馬上最便、可戳可格、利器也。此自殺倭始。

(二) 『武備志』卷一百四、鏡鈚傷杷机鏡大斧鏹馬叉の序文に、
「茅子曰、鏡鈚・傷杷・机・鏡・大斧・鏹・馬叉、凡七種。皆短兵中之長者也。鏡鈚、即叉也。鏡與之略同。……馬叉與鏡鈚大同而小異、利在于馬。」とある。

〔三十九〕

儀制有壺服、以狀似壺得名也。按水滸傳有言、一張弓一壺箭。

則單稱壺亦可。

【書き下し】

儀制に壺服有り、状、壺に似るを以て名を得るなり。按するに、水滸傳に言ふ有り、「一張の弓、一壺の箭」と。則ち單に壺と稱するも亦た可なり。

【譯】

儀禮の規定に壺服じまひふくなるものがある。形状が壺に似ていることから名前が付いたのである。按するに、「水滸傳」に、「一張の弓、一壺の矢」という言葉がある。これに據れば、單に壺と稱してもよい。

【注】

(一) 「壺服」なる語は漢籍には用例が見當らない。和語「つばえびら(壺箆)」を指すのであろう。つばえびらは、つばやなぐい(壺胡録・壺胡箆)に同じく、矢を入れて攜帶するための筒形の道具。儀仗用の装束で武官が背に負つたもの。例えば、『枕草子』五十七段に「よき家の中門あけて、……また、装束はやくさむらひし、壺胡録じまひろく負ひたる隨身の出で入りしたる、いとつきつきし。」、『源平盛衰記』卷四十四・神鏡神璽都入竝三種宝劍事に「兩將共に壺胡録じまひろくを帶せり。」など見える。なお、「箭壺」なるものが明・王鳴鶴『登壇必究』卷二十九、器圖に載るが、これについて『和漢三才圖會』卷二十一、兵器、箆箆やまぐひの條では、「登

壇必究有箭壺之圖、即壺箭籠之類。」とする。因みに、『登壇必究』の「箭壺」圖は、實はもと明・茅元儀『武備志』卷一百二所載の「弩箭葫蘆」圖を襲ったもの。

(二) この表現は『水滸傳』中にしばしば見え、例えば、第二回には「看了史進、頭戴一字巾、身披朱紅甲、上穿青錦襖、下著抹綠靴、腰繫皮裕膊、前後鐵掩心、一張弓、一壺箭、手裏拿一把三尖兩刃、四竅八環刀。」とある。

(三) 鈴木敬三編『有識故實大辭典』（吉川弘文館、一九九五年）「ゆき（靱）」の項（鈴木真弓執筆）には次のように述べる。

奈良時代には矢の容納具は胡籙中心となり、靱は平安時代になると實用の範圍を脱して、もっぱら威儀の料と化し、……したがって胡籙が廣く使用されるにつれ靱に對する認識がうすらぎ、その形状から單に壺といひ、後世、胡籙の一種と解して壺胡籙と呼ぶに至つた。そのため、從來の靱の名稱に對し、これと區別する必要上、これに挿した矢の數によつて二隻挿したのを靱、上差とともに七隻挿したのを壺胡籙とも解したのである。

右に言われるとおり、いわゆる有職故實書の類などには、壺胡籙を「壺」とのみ稱した例がしばしば見られる。例を示せば以下の通り（いずれも『羣書類從』裝束部所收に據る）。

せぢ節會忽にはかんだちめ殿上人、……さうぞくはし襷たうづ脇はきて、うへのきぬをきて、ひおをときてのち、で出居のけ脇う脇そ脇

息息くにしりをかけて、びんは上らうはかくことなり。大將のずいじんなどの御びんなどにめさる、には、中もんにさぶらふがのぼ昇る所あり、やなぐゐをときてたつるところあり、中門中門のうちうちのらんをのぼる。つ壺ほ壺にてもやなぐゐ胡にてもあるをば、中もんのらうのなかのおほきなるはしらによせてかくるなり。

（源雅亮『滿佐須計裝束抄』卷二）

公卿時繪、或螺鈿。非參議ノ次將、木地螺鈿、或ハ木地時繪ヲ用ユト見エタリ。……壺胡籙、讓位節會等ノ警固ノ時、衛衛ノ公卿以下帶之。但大將ハ壺ヲ負ザル由見エタリ。（西三條實隆『裝束抄』箆の條）

臨時祭使。……警固。「四月未日夕。」例束帶。「垂纓、細劍、把笏。」參内、依上卿召參陣、承可警固由之後、卷纓・綾、「豫相具負壺（時繪）、取弓。」至解陣日、不論束帶宿衣時、「必可着夏直衣。」帶弓箭（壺）。劍・綾、出行他所之時、猶卷纓相具弓箭綫等。「綾壺イタツキニ結付也。」

（藤原定家『次將裝束抄』）

《四十》

儀物有柳筥。其製、削木三稜、編作筐、蓋失其故也。豈亂離之際、楚貢不入、權宜濟事者、後習成故事邪。按内匠式曰、年料柳筥一百六十八合、料柳一百三連、織筥料生絲一十二斤。即今時編

柳枝之箱籠矣。

【書き下し】

儀物に柳筥やなぎばこ有り。其の製、木を削りて三稜にし、編みて筐かまを作るは、蓋し其の故を失ふなり。豈に亂離の際、楚貢入らず、權宜けんぎして事を濟なす者、後に習ひて故事と成るか。按ずるに、内匠式たくみに曰く、「年料の柳筥一百六十八合、料の柳一百三連、織筥の料、生絲一十二斤」と。即ち今時の柳枝を編むの箱籠さうろうなり。

【譯】

儀禮用の器物に柳筥やなぎばこというものがある。その作り方として、木を削って三角の棒状にし、それを組んで筐かまを作るのだが、これは本来の姿を失ったものらしい。戰亂の際に、地方から都に貢物が入らずな、仕方なく間にあわせて事を濟なませたものが、後々そのやり方に習ううちに仕來りになつたのである。按ずるに、内匠式に、「年料ねんりょうの柳筥は百六十八合、料の柳は百三連。織筥の料の生絲は十二斤。」とあるが、これはつまり當世の、柳の枝で編んだ箱型の籠かご（柳行李やなぎぎやうり）のことである。

【注】

(一) 柳筥は、柳の木を細長く三角に削り、白木のまま幾つも寄せ立て、生絲またはこよりで二か所ずつ編んで仕立てた蓋つき

の箱。硯・筆墨などを納めるのに用いた。後世、蓋のみ足を高くして儀禮用の物を載せる臺としても用いた。

(二) 原文「楚貢不入」。春秋時代、齊の桓公が楚を討つた際、宰相の管仲が桓公を代辯して、楚王（楚子）に對し、楚が貢すべき苞茅（茅の束）が周王室に納められないので、酒を漉こすことができず、祭祀にも差し支えがある、と責めた語（『春秋左氏傳』僖公四年）に基づく。

(三) 年料は、律令制下で、毎年、諸國から紙・筆・馬革・藥草などの産物を中央に貢納させた、いわゆる「年料別貢雜物」の制度における品目・數量などの規定を指す。

(四) 『延喜式』卷十七、内匠寮に、「年料柳筥一百六十八合。一尺六寸已下、一尺以上。」料、柳一百三連。〔山城國進之。〕織筥料、生絲一十二斤。」とある。

《四十一》

唐六典曰、碑碣之制、五品以上立碑、〔螭首龜趺、趺上高不過九尺。〕七品以上立碣。〔圭首方趺、趺上不過四尺。〕若隱淪道素、孝義著聞、雖不仕、亦立碣。据此、碑碣之制了然。夫圓爲碣、方爲碑之說、不知何据。又曰、三品以上神道碑、五品以下不碑銘、謂之墓碣。明會典曰、五品以上、許用碑、六品以下、許用碣。庶人止用墳誌。

【書き下し】

唐六典に曰く、「碑碣ひけつの制、五品以上は碑を立て、螭首龜趺にして、趺の上、高さ九尺を過ぎず。」七品以上は碣を立つ。

〔圭首方趺けいしゅうほうふにして、趺の上、四尺を過ぎず。〕隱淪道素いんりんどうそ、孝義著聞なるが若きは、仕へずと雖も、亦た碣を立つ」と。此に据れば、碑碣の制れいせん了然たり。夫の圓を碣と爲し、方を碑と爲すの説は、何に据るかを知らず。又た曰く、「三品以上は神道碑、五品以下は碑銘せず、之を墓碣と謂ふ」と。明會典めいけいに曰く、「五品以上は、碑を用ふるを許し、六品以下は、碣を用ふるを許す。庶人は止だ曠誌くわうしを用ふるのみ」と。

【譯】

『唐六典』に、「碑碣の制度では、官位が五品以上の者は碑を立て、螭首の碑額に龜の臺座とし、臺座から上の高さは九尺を超えない。」七品以上の者は碣を立てる。〔圭形の碑額に方形の臺座とし、臺座から上は四尺を超えない。〕道德純厚じんとくじゆんこうなる隱者や、孝義で世に知られた人物であれば、任官していなくても、碣を立てる。」とある。これに據れば、碑碣の制度は明らかである。丸いものが碣、四角いものが碑、とする説三は、いったい何に基づくのだろうか。また、「三品以上の場合には神道碑とする。五品以下の場合には碑に銘文は彫らず、これを墓碣と呼ぶ。」

とある。四。『明會典』には、「五品以上の者には碑を用いることを許し、六品以下の者には碣を用いること」を許す。庶民は曠誌五（墓誌）のみを用いる。」とある。

【注】

(一) 原文「道素」。『抱朴子』外篇卷二、行品に、「奉禮度以戰競、及親疎而無尤者、良人也。履道素而無欲、時難移而不變者、朴人也。」と見える。

(二) 『唐六典』卷四、尚書禮部に次のようにある。

碑碣の制、五品已上立碑、螭首龜趺、趺上高不過九尺。」

七品已上立碣、〔圭首方趺、趺上不過四尺。〕若隱淪道素、

孝義著聞、雖不仕、亦立碣。凡石人・石獸之類、三品已上用

六、五品已上用四。〔凡德政碑及生祠、皆取政績可稱、州爲

申省、省司勳覆定、奏聞、乃立焉。〕

(三) 『後漢書』竇憲傳に、竇憲が匈奴を破り、燕然山に漢の威徳を記す碑を建てた際に、該碑のために班固に起草させた銘文を載せるが、その中の一句「封神丘兮建隆碣」に對する唐・章懷太子（李賢）注に、「神丘即燕然山也。方者謂之碑、員者謂之碣。碣、碣也。」とある。

(四) この文は現行の『唐六典』中には見出せない。ただし、元・潘昂霄『金石例』卷一、碑碣制度に次のようにある。

三品以上神道碑、碑於墓隱道之左面南立、螭首龜趺。有依

品從合得尺寸。〔見儀制今更欲檢之此未盡也。〕

司馬公曰、按令式、墳碑石獸、大小多寡、各有品數。

五品以下、不名碑、謂之墓碣。圭首方座、以上石人・石柱・石羊・石虎、各有合得之數。

清・陳元龍『格致鏡原』(一七三五年)卷九、坤輿類五、碑の條には、歷代の諸書に見える碑制に關する記述を引いているが、本條に關連する部分を示すと次のとおり。

碑。……後漢書、方者爲碑、圓者爲碣。 研北雜誌、北碑

刻深、謂之溝道。 唐六典、五品以上立碑、螭首龜趺、踏上

高不過九尺、七品以上立碑、圭首方趺、踏上不過四尺、若隱

淪道素、孝義著聞、雖不仕、亦立碣。金石例、三品以上神道

碑、五品以下不銘碑、謂之墓碣。 明會典、五品以上許用碑、

六品以下許用碣、庶人止用墳誌。公侯及一品碑、螭首龜趺。

二品碑、蓋用麒麟。三品碑、蓋用天祿辟邪、竝龜趺。四品以

下、竝圓首方趺。高低各有尺寸。

あるいはこれが本條の粉本であるかもしれない。とすれば履軒は、右の「金石例」以下の部分をも『唐六典』の引用の續きと誤解したか。

(五) 『明會典』卷一百六十二、工部十六、墳塋ふんえいの條に、「五品以上、許用碑、龜趺螭首。六品以下、許用碣、方趺圓碣。庶人塋地九步、穿心一十八步、止用墳誌。」とある。

《四十三》

唐燕樂伎曰、景雲樂・慶善樂・破陣樂・承天樂。其樂器中有尺八。嘗觀本邦古樂圖、亦有尺八・奚婁・箜篌諸器。蓋箜篌尺八有八分、而吹之、故名尺八也。今所謂一重切是也。若乞丐所吹者、乃其變而長大者。

【書き下し】

唐の燕えん樂がく伎ぎに、景雲樂・慶善樂・破陣樂・承天樂と曰ふ。其の樂器の中に尺八有り。嘗て本邦の古樂圖を觀るに、亦た尺八・奚婁・箜篌の諸器有り。蓋し竹を載かること尺八分にして、之を吹ふき、故に尺八と名づくるなり。今の所謂一重切、是れなり。乞丐きこがの吹く所の者の若きは、乃ち其の變じて長大なる者なり。

【譯】

唐の燕樂の曲に、景雲樂・慶善樂・破陣樂・承天樂というものがあり、それに用いる樂器の中に尺八がある。以前、わが國の古樂圖を見たとこ、やはり尺八・奚婁・箜篌などの諸々の樂器が載っていた。竹を一尺八分の長さに切つてそれを吹いたことから、尺八と名づけられたのであろう。今言うところの一重切がこれに當る。物乞いが吹くものは、變化して長大になったものである。

【注】

(一) 『新唐書』卷二十一、禮樂志十一に次のようにある。

高宗即位、景雲見、河水清。張文收采古詠爲景雲河清歌、

亦名燕樂。有玉磬・方響・擲箏・筑・臥箏篋・大小箏篋・大

小琵琶・大小五絃・吹葉・大小笙・大小簫葉・簫・銅鈸・長

笛・尺八・短笛、皆一。毛員鼓・連鞞鼓・桴鼓・貝、皆二。

每器工二人、歌二人。工人絳袍、金帶、烏鞞。舞者二十人。

分四部、一景雲舞、二慶善舞、三破陣舞、四承天舞。景雲樂、

舞八人、五色雲冠、錦袍、五色袴、金銅帶。慶善樂、舞四人、

紫袍、白袴。破陣樂、舞四人、綾袍、絳袴。承天樂、舞四人、

進德冠、紫袍、白袴。景雲舞、元會第一奏之。

(二) いわゆる「信西古樂圖」を指すか。信西古樂圖は、各種樂

器の奏樂の圖や各種の舞樂や散樂などの舞の様子が描かれた卷

物で、作者・制作年代は未詳。「以少納言入道本信西追加入之

別記」の記入があることからこの名で呼ばれる。『日本古典全

集』所收。

(三) 奚婁鼓ともいう。舞樂や寺院における法會の際に用いられ

る小太鼓で、左脇に支え、左手に持った鼗(振鼓)を振り鳴ら

しつつ右手の桴で打って演奏する。

(四) もと空侯・坎侯と書かれた。ハープ状の弦樂器。

(五) 尺八の名は唐代の記録から文献上に現れる。『新唐書』卷

一百七、呂才傳に次のようにある。

呂才、博州清平人。貞觀時、祖孝孫增損樂律、與音家王長

通、白明達更質難、不能決。太宗詔侍臣舉善音者、中書令温

彦博白才天悟絶人、聞見一接、輒究其妙。侍中王珪、魏徵盛

稱才製尺八凡十二枚、長短不同、與律諧契。即召才直弘文館、

參論樂事。

呂才の製作した尺八は、一尺八寸ではなく、長短不揃いだっ

たが、すべて音律に合致したという。宋・陳旸『樂書』卷一百

四十八、簫管・中管・尺八管・豎篴の條に云う。

簫管之制、六孔旁一孔、加竹膜焉、足黃鍾一均聲。或謂之

尺八管、或謂之豎笛、或謂之中管。尺八其長數也。後世宮縣

用之。豎篴其植如篴也。中管居長篴・短篴之中也。今民間謂

之簫管。非古之簫與管也。

また同書卷一百二十二、篴の條に云う。

唐制尺八、取倍黃鍾九寸爲律、得其正也。(漢丘仲笛、以

後一穴爲商聲、晉荀勗笛法、以後一穴爲角、謂於九寸穴上開

也。)

これらに據れば、尺八の名は、管の長さを表す數量詞であ

るとともに、中國の樂律論の基礎をなす「黃鍾九寸」の二倍を

基準に取るという象徴的意味合いをも兼ねるものであるらしい。

なお、古代尺八が日本の文献に見える例としては、『令集解』

職員令、雅樂寮に、簫師・篳篥師などと竝んで尺八師の名が見

えるほか、『源氏物語』末摘花の「大箏篋、尺八の笛などの大聲を吹き上げつつ…」などがある。

(六) 尺八の一種、「二節切」を指す。(茶道でいう「一重切」

花入ではない。)一簡切・一節載なども書く。長さは一尺一寸一分で、管の上方約三分の一の所に一つだけ節があることから名づける。室町中期から江戸初期まで盛行したが、中期以後は衰微した。前面に四孔、裏面に二孔の指孔があり、中國由來の尺八が六孔であるのとはやや異なる。

(七) いわゆる虚無僧こむそう・薦僧こもそう・梵論字ぼんろんじ・普化僧ふけそうなどという。禪宗の一派である普化宗の僧で、尺八を吹いて門戸に立ち托鉢することをもっぱらの業とした。現在わが國で行われている尺八は、この普化僧が用いた管長一尺八寸を標準とする尺八の系統を繼ぐものである。

《四十三》

方密之通雅、載洞簫、其實尺八也。不知何所据。洞簫亦鳳簫之屬、與尺八非倫。故楚辭註、參差、洞簫也。其形參差不齊、象鳳翼也。今人以一重切爲洞簫、蓋傳謬也。

【書き下し】

方密之ほうみつしの通雅つうがに、洞簫とうせうを載せ、其の實は尺八なり、と。何の据よ

る所なるかを知らず。洞簫は亦た鳳簫の屬にして、尺八と倫たぐひに非ず。故に楚辭の註に、「參差さんさしは、洞簫なり」と。その形、參差さんさしして齊ひとしからず、鳳翼かたてに象なるなり。今人、一重切を以て洞簫と爲すは、蓋し謬りを傳ふるなり。

【譯】

方密之の『通雅』二に、洞簫について記載し、實は尺八であると云つている。三。いったい何に基づくのであろうか。洞簫は鳳簫三の類であつて、尺八と同類のものではない。そこで『楚辭』の註に、「參差（不揃い）」とは、洞簫をいう。四とあるのである。その形は（管の）長短が揃いで一定でなく、鳳凰の翼にかたどつてある。五。今の人が一重切を洞簫と呼んでいるのは、誤りを傳えたためであらう。六。

【注】

(一) 『通雅』は明の方ほう以い智ち（字は密之。一六一—二六七）の撰した書。『爾雅』の體裁にならない、部門別に諸々の語について由來を考證してある。

(二) 實は『通雅』中には、洞簫が尺八であると述べた文は見出せないのだが、關連する内容のものとして、卷三十、樂器に左の二條が認められる。

洞簫本是筒簫。說文、筒、通簫也。徒弄切。簫本編排而

成。形象鳳尾、曰鳳簫。爾雅所謂言也。後加作管筒、乃單竹、故曰通簫。後乃通作洞簫。王子淵作洞簫賦。

簫以當馬籥也。馬融笛賦、裁以當籥。李善注、籥、馬策也。裁笛以當馬籥、便易持。夢溪筆談曰、籥、管也。古人謂樂之管爲籥。故潘岳笙賦云、修籥內辟、餘簫外透。裁以當笛者、餘器多裁衆籥以成音、此笛但裁一籥、五音皆具、不假繁猥、所以便而易持也。升菴引此、元瑞譏其全抄。西溪叢語云、當作籥、不當作籥。智按、籥、樞、音義皆同。因有方言、而後造此字。馬鞭名之、笛管亦名之、何碍乎。必欲改樞字以別、又可笑矣。有雅笛、有羌笛、周禮笙師、掌教羌笛。融所賦長笛、空洞無底、刻其上、孔五孔、一出其背。正似今之尺八。

右の第一條で方氏は、簫がもと管を排列して編んだ構造の樂器（鳳簫）を指し、それが『爾雅』釋樂の「大簫、謂之言」に當るものだと述べ、後に竹管一本のみから成る樂器を筒・通簫と呼ぶようになり、さらに後にそれを洞簫とも稱するようになった、としている。また、第二條では、後漢の馬融の長笛賦「裁以當籥、便易持」句を李善が「切つて馬の鞭にすれば持ち易い」と解するのは誤りであり、籥は單管の笛の意で、該句は「（竹を）切り（孔をあけて）笛に仕立てれば（複数の管を組み合わせる簫などに比べて）持ち易い」と解すべきであつて、馬融賦に描かれた笛は、形態から見て今の尺八に近い、と述べる。いずれも洞簫が尺八であるとは述べていない。なお、洞簫につい

ては注（六）を參照。

（三）排簫、また單に簫ともいう。長短數本の管を音律に従つて排列し、木枠で固定して作つた管樂器。西洋のパンフルートに類似する。

（四）『楚辭』雲中君「吹參差兮誰思」句の王逸注に、「參差、洞簫也。」とある。

（五）漢・應劭『風俗通義』卷六、聲音、簫の條に、「謹按、尚書、舜作簫、韶九成、鳳凰來儀。其形參差、像鳳之翼。十管長一尺。」とある。

（六）もと、簫には管底を蠟蜜で塞いだもの（底簫）と塞がらず筒抜けになっているもの（洞簫）の二種類があつたという（唐・杜祐『通典』卷百四十四、樂四）。清代以前は單管の「ふえ」を篳・笛と稱し、複管のものを簫と稱して區別していたが、複管の管樂器が衰退するとともに、單管の縦吹きの管樂器を簫・洞簫と稱し、横吹きの管樂器を笛と稱することが定着していった。（現代中國語でも縦ぶえを「簫」と稱する。）そのため、例えば次のごとく誤解が生じることになる。

簫之爲名舊矣。獨以江南之幹條暢竿節、故得號爲洞簫爾。漢書元帝紀、如淳曰、簫之無底者、亦失其義。博雅曰、大者無底、小者有底、亦不以無底得名也。（清・何焯『義門讀書記』卷四十五、文選、王子淵洞簫賦「幸得諡爲洞簫兮」の條）日本で一節切を洞簫と稱した例としては、例えば『紙書』

〔「絲竹大全」所收、一六八七年刊〕卷下、一節切起ひとまりおこりに、「一節切は唐にてはこれを洞簫と名づけて東坡が赤壁の客も吹もてあそび」とある。

〔四十四〕

王弼州置酒行有言。手抱三三鵬絃、檀槽如秋月。此樂名爲誰、言是胡中出。本以寫哀思、云何虞賓客。石天基傳家寶曰、凡是琵琶三絃、笙簫鼓板、紙牌棋戲、一切戲要まじ之物、不許他習學。李笠翁曰、絲音自焦桐而外、有琵琶絃索提琴。提琴之音、即絕少、美人之音也。春容柔媚、婉轉斷續、無一不肖。提琴不知絃數。然疑是三絃。通雅曰、火不思、即今之琥珀詞也。制如琵琶、直頭無品、有小槽、圓腹如半瓶榼。以皮爲面、四絃皮絃、同一孤柱。是與今之三絃相類。但絃數不同。前所援三絃提琴、其制想亦不相遠。世人云、今之三絃、肇於琉球。蓋非。〔小説連舉三絃琵琶者甚多。但娼妓獨唱者、操箏、操琵琶。不見特操三絃者。謝肇淛曰、所謂三絃者、常合簫而鼓之。然多淫哇之詞、倡優之所習耳。〕

【校】

〔1〕底本は「三」を「王」に誤る。〔弼州四部稿〕の文面（注）
〔2〕所掲に從い改めた。

〔2〕底本は「要」を「要」に誤る。〔傳家寶全集〕の文面（注）
〔3〕所掲に從い改めた。

【書き下し】

王弼州の置酒行に言ふ有り、「手に三鵬絃を抱けば、檀槽秋月の如し。此の樂の名は誰とか爲す、言ふ是れ胡中に出づと。本より以て哀思を寫す、云何ぞ賓客を虞へしむる」と。石天基の傳家寶に曰く、「凡そ是れ琵琶・三絃、笙簫・鼓板、紙牌・棋戲、一切戲要の物は、他に習學を許さず」と。李笠翁曰く、「絲音は焦桐よりして外、琵琶・絃索・提琴有り。提琴の音は、即ち絶少美人の音なり。春容柔媚、婉轉斷續して、一の肖ざる無し」と。提琴は絃數を知らず。然れども疑ふらくは是れ三絃ならん。通雅に曰く、「火不思は、即ち今の琥珀詞なり。制は琵琶の如く、直頭にして品無く、小槽有り。圓腹にして半瓶榼の如く、皮を以て面と爲し、四絃、皮もて絃り、一孤柱を同にす」と。是れ今の三絃と相類す。但だ絃數同じからざるのみ。前に援く所の三絃・提琴は、其の制想ふに亦た相遠からず。世人云ふ、今の三絃は、琉球に肇まると。蓋し非なり。〔小説に、三絃・琵琶を連舉する者甚だ多し。但だ娼妓の獨唱する者は、箏を操り、琵琶を操る。特に三絃を操る者を見ず。謝肇淛曰く、「所謂三絃なる者は、常に簫に合せて之を鼓す。然れども多くは淫哇の詞、倡優の習ふ所のみ。〕

【譯】

王弼州の「置酒行」の詩に、「手に三絃の鵬絃を抱けば、

檀槽(胴)はまるで秋の月のようである。この樂曲の名は何と云うのか。(問えば、)外國から來たものだといふ。もともと哀思を表したその曲で、どうして客人を愁えさせるのか。」とある。

③。石天基の『傳家寶』に云う、「およそ琵琶や三絃、笙・簫(管樂器)や鼓板(打樂器)、紙牌(カード遊び)に圍碁にさいころ、遊びごとは一切、子供に學ばせない。」④。李笠翁は云う、「弦樂器には、焦桐⑤の他に、琵琶や絃索(三弦などの絃樂器)、提琴がある。提琴の音は、たぐいまれな美人を思わせる音色だ。春のごとき容色は柔らかに艶めかしく、しなやかにうねりつつ、途切れてはまた續く。一つとして似ていない所は無い。」⑥。提琴の絃の数はよくわからないが、あるいは三絃ではなからうか⑦。『通雅』に云う、「火不思とは、今の琥珀詞のことである⑧。構造は琵琶に似ているが、棹は眞つ直ぐで品(フレット)は無く、小槽(ナット)がある。圓い胴は酒壺を半分に切つたよな形で、皮を貼つて面板とし、四本の絃を皮で張り、全ての絃を一つの柱(駒)で支えている。」⑨。これは今の三絃と似通っている。ただ絃の数が違つただけである。前に擧げた三絃や提琴も、思うに構造は大きく違つてはいないだろう。世の人々が、今の三絃は琉球から始まつたと云うのは⑩、どうやら誤りのようである。「小説の中には、三絃と琵琶を並べて擧げる例が非常に多い。。。。ただし妓女が一人で歌う場合には、箏を弾いたり、琵琶を弾いたりするが、三絃だけを弾く例は見かけない。謝肇淪は云

う、「いわゆる三絃は、必ず簫に合せて演奏する。しかし多くはみだらな歌詞であり、娼妓や藝人が習うものにすぎない。」⑪)

【注】

(一) 鶻絃は、唐・段安節「琵琶録」に、「開元中、梨園則有賂供奉賀懷智雷海清、其樂器或以石爲槽。鶻鷄筋作絃、用鐵撥彈之。安史之亂、流落外地。」とあるのに據れば、鶻鷄の筋を絃に用いた琵琶。また一説に、琵琶の哀愁を帯びた音色を鶻鷄の悲しげな聲に譬えた呼稱であるともいふ。鶻鷄は、鶻鷄とも書き、「楚辭」九辯に「鶻鷄嗚嘶而悲鳴」、漢・揚雄「太玄」に「鶻鷄朝飛於北」など見える。「太玄」の范望注には「水鳥なり」と云い、「楚辭」の洪興祖注には「鶻に似て黃白色」と云うが、現在の何という鳥に當るのかは未詳。按ずるに、『淮南子』覽冥訓に「過歸鴈於碣石、軼鶻於姑餘。」とあり、高誘はこれに「鶻鷄、鳳皇之別名。」と注しているように、鶻鷄は鳳凰をも指し、また、しばしば「鳳吹鶻絃」「鶻絃鳳管」などと並稱されることから考えれば、「鳳吹」が笙・簫の類の美稱であるのと同様、「鶻絃」もまた本來は琵琶の類の美稱であつたかと思われる。

(二) 明・王世貞の「置酒行」詩(『弇州四部稿』卷五)の全文は以下の通り。

置酒高堂上、樂聲慘不發。手抱三鵠絃、檀槽如秋月。此樂名爲誰、言是胡中出。本以寫哀思、云何虞賓客。聽曲各種好、竟令沈懷鬱。繁響赴流光、悠悠逝倉卒。未坐而楚衣、一聽三歎息。

(三) 石天基は、清の人で、名は成金(天基は字)、號は惺齋せいさ。生没年は未詳だが、順治年間に生まれ乾隆初年に没したと見られる。「傳家寶全集・福壽鑑」はその著で(乾隆四年の署名がある)、處世、生活上の知慧を説いた書。その俚言の部、教子の條に、「凡是琵琶・三弦・笙簫・鼓板・紙牌・棋骰一切戲耍之物、要教他謹戒、不許他習學。」とある。

(四) 琴をいう。「焦げた桐」で琴を表すことは、『後漢書』蔡邕傳の左の逸話に基づく。

吳人有燒桐以爨者。邕聞火烈之聲、知其良木、因請而裁爲琴。果有美音、而其尾猶焦。故時人名曰焦尾琴焉。

(五) 清・李漁『閑情偶寄』聲容部、習技第四に次のようにある。
 絲音自蕉桐而外、女子宜學者、又有琵琶・弦索・提琴之三種。琵琶極妙、惜今時不尚、善彈者少、然弦索之音、實足以代之。弦索之形較琵琶爲瘦小、與女郎之纖體最宜。近日教習家、其于聲音之道、能不大謬于宮商者、首推弦索、時典次之、戲曲又次之。予向有場內無文、場上無曲之說、非過論也。止爲初學之時、便以取舍得失爲心、慮其調高和寡、止求爲下里巴人、不願作陽春白雪、故造到五七分即止耳。提琴較之弦索、

形愈小而聲愈清、度清曲者必不可少。提琴之音、即絕少美人之音也。春容柔媚、婉轉斷續、無一不肖。即使清曲不度、止令善歌二人、一吹洞簫、一拽提琴、暗譜悠揚之曲、使隔花間柳者聽之、儼然一絕代佳人、不覺動憐香惜玉之思也。

(六) 提琴の構造や絃數については、乾隆帝敕撰『御製律呂正義後編』(一七四六年刊)卷七十五に次のようにある。

提琴、圓木爲槽、上冒以蟒皮而空其下、竹柄貫槽中、柄端刻木爲龍首。柄末槽外、覆之以木、如簫頭形。穿直孔以施絃扣、柄上穿四直孔、以設絃軸。四絃共貫小環中、束之以柄、槽面正中設柱以承絃。竹片爲弓、馬尾雙絃、夾四絃間而軋之。

(七) 火不思は唐の頃、中央アジアから中國に傳わつたとされる弦樂器の名で、突厥語 *toñuz* の音譯。「渾不似」「和必斯」「虎撥思」なども書く。「琥珀詞」は後代の呼び名で、火不思の轉音だという。

(八) 明・方以智『通雅』卷三十、樂器に次のようにある。
 火不思即今之琥珀詞也。元志、天樂一部、有琵琶管篋、火不思二、胡琴二。火不思、制如琵琶、直頭無品、有小槽、圓腹如半瓶榼、以皮爲面、四弦皮絃、同一孤柱。陶宗儀言、樂器有秦明琴、渾不似曲、則有口溫、舍舍弼弼之類、即火不思、智見今山陝中州、皆彈琥珀詞、其製似之、蓋渾不似之轉語也。通考曰、琵琶、修頸而小曰秦漢子、今京師有吳撥四土兒密失义兒機等。俞琰曰、北地琵琶、昭君笑曰、渾不似、遂

訛。

(九) 日本の三絃(三味線)の起源については、中村宗三が著した尺八・箏・三味線の獨習書、『絲竹初心集』(一六六四年)

下巻、「三味線の次第の事」に次のような傳承を載せる。

抑日本に三味せむをひき初し事は、文祿のころほひ、石村檢校と云ひわ法師あり。心たくみにして器用無双者也。あるとき琉球の島にわたりけるに、かの島に小弓といひて、絲三筋にてならず物有。小き弓に、馬の尾を弦にかけて引なれば、小弓とは云とぞ。石村これを探りみるに、琵琶をやつしたる物也。いとものしらべやうも、一二はびわのごとく、三の絲はびわの三よりも二調子ほど高くあはせるもの也と思へり。所のものいひけるは、此の島には真蛇の多き所なるが、らへいかといふものありて、此のまむしを食物とする。さればらへいかのなく声、小弓の音に少もちがはざる故、真蛇を退んが爲に、專引也。琵琶法師も、爰に逗留の間は、引給へといふ。其後石村京都にかへりて、おなじく琵琶をやつし、此三味線をつくり出せり。

また一説として、例えば秀松軒編の歌謠集、『松の葉』(一七〇三年)序には次のようにある。

それ吾朝の音律は天の鈿女の命より起りてあられふるらし外山のかつらいろにみゆるをいかにせんと庭燎の唱歌にはじまりける。かつ人王百七代正親町院の御宇永祿の比琉球より

蛇皮二絃の樂器渡り、和泉の國堺にすめる琵琶法師中小路が手につたへ、長谷の觀音の靈夢によりて一絃のまし三絃とせしを世に三味線と呼てしらぶる音にあらゆる呂律そなはずといふ事なし。是一より二を生じ二より三を生じ三より萬物の音聲を生ずる理いたれり。

なお、『絲竹初心集』の「らへいか」起源説と類似の説が『滑稽太平記』卷六所收「淺草舟遊びの事」にも見え、大槻文彦『三味線志』(一八八五年、早稻田大學藏稿本)はこれを引いた上で次のように述べる。

扱其書に傳ふる所のラヘイカといふ原語は、……即ち疑ひもなく葡萄牙語にして、其國語にてはRebecといひ英語に考すれば、三味線は元來葡萄牙の「ラベカ」といひて弓にて弾く三絃の樂器なりしを、足利氏の末世に當りて其國人我が國に持渡り、扱そのままにて傳へたるは即ち今の胡弓なり。扱又其弓にて弾きけるものを、いつしか我が國の琵琶法師等が別に其器を琵琶にやつして、弓を廢し撥に代へ、製作も大に改むる所ありて、胴をば猫皮にて張り、獸腸絃は固より製作を知る由なければ、琵琶の絃を用ひ、扱其絃三筋なるをもて、やがて三線と名づけて別に此器を生ぜしならん。……扱此器其初南蠻人の渡し、ものなること争ふべきふしなきに、舊來の諸書一同に琉球傳來とせし事は如何にといふに、是れ

外ならず、彼の切支丹の嚴禁ありし以後、其渡せる器も亦其嫌を避けて南蠻とは言はずして、名を琉球に假りしものたるべきこと論なかるべし。

大概氏が言うように *taboca* (ヴァイオリン) が日本の三絃の樂器の原型だと見なせるか否かはともかく、少なくとも日本式の弓で弾く樂器の成立を觸發したには違いない、という點に關しては、神戸愉樹美「胡弓と *taboca* ソフトとしてのキリシタン起源説」(『日本傳統音樂研究』第七號所收、二〇一〇年三月)を參照。

(一〇) 小説で三絃と琵琶を並舉したものとしては、例えば次のような例がある。

吹打畢、三個小廝連師範、在筵前銀箏象板、三弦琵琶、唱了一套正宮端正好、「雪夜訪趙普」、「水晶宮鮫綰帳」。

(蘭陵笑笑生『金瓶梅』(明・萬曆年間)第七十一回)

這須人彈的彈、唱的唱、琵琶三弦、胡琴羯鼓、一弄兒奏起、唱了一套詞。(撰人未詳『隔簾花影』(清・康熙年間)第二十四回)

他到家料理了些柴米、就把家裏箏簾管笛、三弦琵琶、都查點了出來。(吳敬梓『儒林外史』(一八〇三年)第二十四回)

(二) 明・謝肇淛『五雜俎』卷十二、物部四に次のようにある。今人間所用之樂、則箏築也、箏也、簫也、箏也、鐘鼓也。箏多南曲、而簫笙多北曲也。其它琴瑟箏篪之屬、徒自賞心、不

諧眾耳矣。又有所謂三弦者、常合簾而鼓之、然多淫哇之詞、倡優之所習耳。有梅花角、聲甚淒清、然軍中之樂、世不恆用。余在濟南葛尚寶家見二胡雛、能捲樹葉作筋吹之、其音節不可曉、然亦悲酸清切。余謂主人、聞昔中國吹之、能令胡騎北走。今胡兒吹之、反令我輩墮淚乎。」一笑而已。

《四十五》

化書曰、目所不見、設明鏡而見之、耳所不聞、設虛氣而聞之。虛氣蓋器名。聞細之術、有一器、施之耳、可以聞牆內密語。豈是哉。

【書き下し】

化書に曰く、「目に見えない所は、明鏡を設けて之を見、耳の聞えない所は、虚氣を設けて之を聞く」と。虚氣は蓋し器の名ならん。細を聞くの術、一器有りて之を耳に施し、以て牆内の密語しやくごを聞くべし。豈に是れなるか。

【譯】

『化書』に、「目に見えないものは、明鏡を使って見、耳に聞こえないものは、虚氣を使って聞く。」とある。虚氣とは、どうやら器の名前らしい。小さい音を聴くための方法として、

何かの器を耳にあてると、それにより癖の向こうの内緒話を聞くことができる。恐らくこのことを指すのであろう。

【典故】

(一) 『化書』は、唐末五代の譚峭たんとくが著した書。萬物が虚無から生じて虚無へと歸る變化の道を基にしつつ、神仙術から社会・政治等までを論じている。その巻一、道化、耳目の條に次のようにある。

目所不見、設明鏡而見之。耳所不聞、設虚氣而聞之。精神在我、視聽在彼。跣趾可以割、陷吻可以補、則是耳目可以妄設、形容可以僞置。既假又假、既惑又惑。所以知魂魄魅我、血氣醉我、七竊囚我、五根役我。惟神之有形、由形之有疣。苟無其疣、何所不可。

(二) 前注に引いた『化書』の文面は『四庫全書』所收本のもの。ここで履軒が問題にしている「虚氣」の部分は、『四庫全書』本を含めた『道藏』所收本系統のテキストでは「虚氣」に作るが、宋・元刊の單行本の系統のテキスト（『寶顏堂秘笈』所收本等）では「虚器」（「空洞の器」の意）に作る。

【四十六】

童_い禮知要曰、洒者酒水以斂塵。今洒可不用、而地須勤掃。

蓋輒則洒無所用也。古席地而坐。未嘗有輒也。

【校】

へ1底本は「童」を「重」に誤る。「傳家寶全集」（注（二）所掲）に従い改めた。

【書き下し】

童禮知要に曰く、「洒すいなる者は、水を洒すいぎて以て塵を斂きむるなり。今、洒は用ひざるべきも、地は須すらく勤掃きんさうすべし」と。蓋だし輒だには、則ち洒、用ふる所無なきなり。古いにしへは地に席して坐す。未だ嘗て輒有らざるなり。

【譯】

『童禮知要』に、「洒いとは、水をまいて塵を抑えることだ。今の時代は、洒の必要はないが、地面は勤めて掃で掃かなくてはならない。」とある。輒だ（煉瓦）を敷いた地面には、水撒きは無用である。古くは地面に筵席を敷いて座まつていた。輒だは存在しなかったのである。

【注】

(一) 洒掃の語は、『論語』子張に次のように見える。

子游曰、「子夏之門人小子、當洒掃應對進退則可矣、抑末也、本之則無。如之何。」子夏聞之曰、「噫、言游過矣。君

子之道、孰先傳焉、孰後倦焉。譬諸草木區以別矣。君子之道、焉可誣也。有始有卒者、其惟聖人乎。」

(二) 石成金『傳家寶全集・福壽鑑』童禮知要の部、洒掃の條に、「洒者洒水以斂塵、掃者掃地以去塵、致潔以事長者、乃弟子之職。今洒可不用、而地須勤掃、几須拭淨。」とある。

(三) 『朱子語類』卷九十、禮七、祭に、「古者用籩豆簠簋等、陳於地。當時只席地而坐。故如此飲食爲便。」とある。

《四十七》

貽謀録曰、舊制、婦人冠、以漆紗爲之、而加以飾。金銀珠寶、采色裝花、初無定制。仁宗時、宮中以白角改造冠并梳。議者以爲妖、仁宗亦惡其侈而禁之。其後侈靡之風盛行、冠不特白角、又易以魚枕。梳不特白角、又易以象牙・玳瑁。今俗士庶之家、莫不玳瑁・象牙、而不以爲侈、白角・魚枕、則太賤矣、如金銀、官有厲禁。事之相反、有如此者。

【書き下し】

貽謀録に曰く、「舊制、婦人の冠は、漆紗しつさを以て之を爲し、而して加ふるに飾を以てす。金銀・珠寶、采色の裝花は、初めより定制無し。仁宗の時、宮中に白角を以て冠并びに梳を改造す。議する者、以て妖と爲し、仁宗も亦た其の侈を惡にくみて之を禁ず。其

の後、侈靡しひの風盛行し、冠は特だ白角のみならず、又た易かふるに魚枕を以てし、梳は特だ白角のみならず、又た易ふるに象牙・玳瑁まいを以てす」と。今の俗、士庶の家に、玳瑁・象牙ならざる莫く、而も以て侈と爲さず、白角・魚枕は、則ち太だ賤いやしし。金銀の如きは、官に厲禁れいげん有り。事の相反すること、此かくの如き者有り。

【譯】

『貽謀録』に、「舊制では、婦人の冠は、黒いうすぎぬを使つて作り、それに飾り物を加えた。金銀・翡翠や色美しい花の飾りには、もともと決まりは無かつた。仁宗皇帝の御代に、宮中で、白牛角を用いて冠と梳を作り變えるということがあつた。意見する者は、これは正禮に反するものであるとし、仁宗帝もその奢侈を嫌つて禁止なされた。その後、贅澤の風潮が盛んになり、冠は白角に止まらず、魚の枕骨③のものに取り換え、梳は白角に止まらず、象牙や鼈甲④のものに取り換えたのである。」とある。今（わが國）の風俗では、士人・庶民の家で、鼈甲や象牙を使わぬ者はないのに、特に贅澤だとも思つておらず、白角や魚の枕骨に至つてはひどい安物である。一方、金銀については、幕府から厳しい禁令が出ている。（漢土と日本で）事柄が反對になつている例には、このようなものがある。

【注】

(一) 宋・李燾『續資治通鑑長編』卷一百六十七、仁宗皇祐元年に次のようにある。

冬十月。……丁丑、詔婦人所服冠、高無得過四寸、廣無得踰一尺、梳長無得踰四寸、仍無得以角爲之。犯者重致于法、仍聽人告。先是、宮中尚白角冠梳、人爭效之、謂之內樣。其冠名曰垂肩。至有長三尺者、梳長亦踰尺。御史劉元瑜以爲服妖、故請禁止之。婦人多被罪者。

(二) 『爾雅』釋魚に「魚枕謂之丁。魚腸謂之乙。魚尾謂之丙。」とあり、郭璞の注に「枕在魚頭骨中。形似篆書丁字、可作印。」とある。なお、仁宗時代以降に活躍した蘇軾に、魚枕の冠を稱えた「魚枕冠頌」(『東坡全集』卷九十八)なる一文があり、その冒頭に「瑩淨魚枕冠、細觀初何物、形氣偶相值。忽然而爲魚、不幸遭網罟、剖魚而得枕。」とある。

(三) 宋・王栐『燕翼詒謀錄』卷四に次のようにある。

舊制、婦人冠以漆紗爲之、而加以飾金銀・珠翠、采色裝花。初無定制、仁宗時宮中以白角改造冠并梳、冠之長至三尺、有等肩者、梳至一尺、議者以爲妖。仁宗亦惡其侈、皇祐元年十月、詔禁中外不得以角爲冠梳、冠廣不得過一尺、長不得過四寸、梳長不得過四寸。終仁宗之世無敢犯者。其後侈靡之風盛行、冠不特白角、又易以魚鮓、梳不特白角、又易以象牙・玳瑁矣。

《四十八》

玳瑁・象牙、不産于我邦、而多且賤。金銀則所在出之、而實無尚焉。豈物自有貴賤、不以遠近者、得其實邪。玳瑁梳簪、蓋昔年嘗有厲禁、故俗間稱玳瑁爲鼈甲。蓋起於姦商之詭稱也。今則官無禁、而鼈甲之名不廢。有一醫員、爲邦君合鼈甲湯。因内老、請出玳瑁梳碓而入湯。聞者捧腹。

【書き下し】

玳瑁・象牙は、我が邦に産せざるも、多くして且つ賤し。金銀は則ち所在に之を出すも、貴きこと尚ふる無し。豈に物に自ら貴賤有りて、遠近を以てせざる者は、其の實を得るか。玳瑁の梳簪は、蓋し昔年嘗て厲禁有り、故に俗間に玳瑁を稱して鼈甲と爲す。蓋し姦商の詭稱に起こるならん。今は則ち官禁する無きも、鼈甲の名廢れず。一醫員有り、邦君の爲に鼈甲湯を合はす。内老ゆるに因りて、請ふて玳瑁の梳を出だしめて碓ちて湯に入る。聞く者捧腹す。

【譯】

玳瑁や象牙は、わが國では採れないのに、多く出回っていてしかも安い。金銀は至る所で産出するのに、この上なく貴重である。

物にはもともと貴重なものとしてうでないものがあり、産地の遠近によつて値が變らない場合は、その實質に適合しているということなのであろう。玳瑁の梳や簪は、以前厳しい禁令が出ていたので、世間では玳瑁を龜甲（龜の甲）と稱したのであろう。悪賢い商人が詐つて稱したことから始まったようである。現在ではお上は禁止していないが、龜甲の名は廢れずに使用されている。ある醫者が、主君のために龜甲湯を調合した。妻が年老いていたので、玳瑁の梳を供出してもらい、搗き碎いて湯に入れたという。聞いた者は腹を抱えて笑つた。

【注】

(一) 禁令とは、寛文八年（一六六八年）の儉約令などを指すか。ただし、玳瑁を龜甲と稱することについては、例えば、『日葡辭書』に「Becco. ベッコウ（龜甲） Cameno co.（龜の甲） 龜類の上部の甲羅」、[Cameno co. カメノコウ（龜の甲） 龜の背〔甲殼〕・▼Becco.」（土井忠生他編譯『邦譯日葡辭書』〈岩波書店、一九八〇〉に據る）とあり、これを踏まえるならば、『龜甲』で龜類の甲殼を代表させることは既に中世末期から行われていたと考えられるから、必ずしも禁制を掻い潜るための詐稱だとは言えない。なお、喜田川守貞『守貞謄稿（近世風俗志）』（一八六七年頃）卷十、女扮上にも次のように云う。

余が聞く所、何の年か官命して玳瑁の櫛笄を禁止す。その

後、奸商が玳瑁と云はず龜甲と名付けてこれを販ふ。今世の人は龜と云ふを本名と思ふ人多く、また官にても往々高價龜甲を禁ず事あり。龜は土龜にて、すなはち俗に云ふすつぽんなり。玳瑁は珍寶のその一なり。それを奸商すつぽんに矯けてこれを賣りしなり。

(二) 『金匱要略』卷一、百合狐惑陰陽毒病證に「升麻鱉甲湯」の處方を載せ、次のように云う。

升麻。〔二兩。〕當歸。〔一兩。〕蜀椒。〔炒去汗一兩。〕甘草。〔二兩。〕雄黃。〔平兩研。〕鱉甲。〔手指大一片炙。〕右六味、以水四升、煮取一升、頓服之。老小再服。取汗。

(三) 玳瑁と龜甲の混同は藥店でもあったようで、履軒よりはかなり前の例であるが、岡本一抱『廣益本草大成』（一六九八年）卷二十一、介部、龜甲の條に次のように云う。

今藥店ニ所用龜甲ハ南海ノ大龜ノ甲ヲ用ユ。誤也。本邦ニ謂ルダウガメトモ、スホントモ云者是レ龜也。今用南海ノ大龜ハ本綱ニ所謂蠃龜也。

《四十九》

周勃傳、薄太后提冒絮。註不分曉。此方婦人所戴絮帽子、正是。唐西域傳、于闐國無蠶。丐隣國、不肯出。乃求婚、告曰、國無帛。可持蠶自爲衣。女聞置蠶帽絮中、關守不相驗。自是始有蠶。

【書き下し】

周勃傳に、「薄太后、冒絮を提つ」と。註、分曉ならず。此の方の婦人の戴く所の絮帽子、正に是れなり。唐西域傳に、「于闐國に蠶無し。隣國に丐ふに、出すを肯んぜず。乃ち婚を求め、告げて曰く、『國に帛無し。蠶を持して自ら衣を爲るべし』と。女聞きて蠶を帽絮の中に置き、關守相驗せず。是れより始めて蠶有り」と。

【譯】

周勃傳に、「薄太后は冒絮を投げつけた」とあるが、註の説明ははつきりしない。今のわが國の婦人が頭に被る絮帽子はまさにこれである。『大唐西域記』に、「于闐國には蠶がなかった。隣國に乞い求めたが、渡すのを承知しない。そこで國王は縁組を求め、(嫁いで來る王女に)告げて言うには、『我が國には絹がありません。蠶を持ってきて自分で衣をお作りになるがよろしい。』王女はそれを聞いて蠶を帽絮の中に隠し持つて出たが、關所の番人は調べなかつた。この時から始めて蠶があるようになった。」とある。

【注】

(一) 『史記』周勃傳に次のようにある。

歲餘、每河東守尉行縣至絳、絳侯勃自畏恐誅、常被甲、令家人持兵以見之。其後人有上書告勃欲反、下廷尉。廷尉下其事長安、逮捕勃治之。勃恐、不知置辭。吏稍侵辱之。勃以千金與獄吏、獄吏乃書牘背示之、曰「以公主爲證」。公主者、孝文帝女也、勃太子勝之尚之、故獄吏教引爲證。勃之益封受賜、盡以予薄昭。及繫急、薄昭爲言薄太后、太后亦以爲無反事。文帝朝、太后以冒絮提文帝、曰、「絳侯縮皇帝璽、將兵於北軍、不以此時反、今居一小縣、顧欲反邪。」文帝既見絳侯獄辭、乃謝曰、「吏方驗而出之。」於是使使持節赦絳侯、復爵邑。絳侯既出、曰、「吾嘗將百萬軍、然安知獄吏之貴乎。」右の「太后以冒絮提文帝」句に對する注としては、南朝宋・裴駰の「集解」に云う。

徐廣曰、提音弟。駟案、應劭曰、陌頽絮也。如淳曰、太后恚怒、遭得左右物提之也。晉灼曰、巴蜀異物志謂頭上巾爲冒絮。

また唐・司馬貞の「素隱」に云う。

服虔云、綸、絮也。提音弟、又音啼、非也。蕭該音底。提者、擲也。蕭音爲得。恚者、嘖也。遭者、逢也。謂太后嘖、乃逢冒絮、因以提帝。陌音蠻貊之貊。方言云、幘巾、南楚之間云陌頽也。

なお、『漢書』周勃傳の顏師古注には次のようにある。

應劭曰、陌頽絮也。晉灼曰、巴蜀異志謂頭上巾爲冒絮。師

古曰、冒、覆也、老人所以覆其頭。提、擲也。提音徒計反。

(一) 真綿を薄く引き伸ばして作った被り物。室町ごろより小袖被衣から變化したものとされ、初めは防寒用として男女とも用いたが、江戸以後は女性が用いた。後には婚禮のときに新婦が前頭部を覆うのに用いるようになった。

(三) 「于闐國」は、『大唐西域記』では「瞿薩旦那國」に作る。

于闐と瞿薩旦那の關係については、同書卷十二、斫迦迦國の條の末尾、「從此而東、踰嶺越谷、行八百餘里、至瞿薩旦那國。」とある下の注に、「唐言地乳、即其俗之雅言也。俗語謂之渙那國、匈奴謂之于遁、諸蕃謂之谿旦、印度謂之屈丹。舊曰于闐、訛也。」と述べる。「于闐」は『漢書』西域傳上に既にその名が見える。タリム盆地タクラマカン砂漠の南邊、崑崙山脈の北麓に位置したオアシス國家で、現在の中國新疆ウイグル自治區の和田市に當る。

(四) 『大唐西域記』卷十二、瞿薩旦那國の條に次の一節がある。

王城東南五六里、有鹿射僧伽藍、此國先王妃所立也。昔者、此國未知桑蠶、聞東國有也、命使以求。時東國君秘而不賜、嚴勅關防、無令桑蠶種出也。瞿薩旦那王、乃卑辭下禮、求婚東國。國君有懷遠之志、遂允其請。瞿薩旦那王命使迎婦、而

誠曰、爾致辭東國君女、我國素無絲綿桑蠶之種、可以持來、自爲裳服。女聞其言、密求其種、以桑蠶之子置帽絮中、既至關防、主者遍索。唯王女帽不敢以檢。遂入瞿薩旦那國、止鹿

射伽藍故地、方備儀禮、奉迎入宮、以桑蠶種留於此地。陽春告始、乃植其桑、蠶月既臨、復事採養。初至也、尚以雜葉飼之、自時厥後、桑樹連蔭。王妃乃刻石爲制、不令傷殺、蠶蛾飛盡、乃得治繭、敢有犯違、明神不祐。遂爲先蠶建此伽藍。數株枯桑、云是本種之樹也。故今此國有蠶不殺、竊有取絲者、來年輒不宜蠶。

なお、古于闐國の領域に屬すると見られるタンガン・ウイリクの遺跡から、一九〇〇年にイギリスの考古學者オーレル・スタインが発見した板繪には、嫁ぐ王女が蠶を帽子の中に隠してこの地に傳えたという傳説を表したと見られる圖像が描かれている。

《五十》

今金銀魚袋、承唐制也。魚袋原包魚符者矣。今有袋而無符。是謂買積而還珠。

【書き下し】

今の金銀の魚袋は、唐制を承くるなり。魚袋は原、魚符を包む者なり。今、袋有るも符無し。是れ積を買ひて珠を還すと謂ふ。

【譯】

今わが國で使われている金銀の魚袋^三は、唐の制度を受け繼ぐものである。魚袋はもと、魚符を容れるものであつた^三。今は魚袋だけあつて符はない。こういうのを「櫝を買ひて珠を還す^三」といふのだ。

【注】

(一) わが國での魚袋は、束帶の禮裝の際、「石帶に下げた裝飾品^二」その制について、古くは、源雅亮『瀟佐須計裝束抄』(『羣書類從』卷百十二、裝束部一所收)卷二に次のようにある。

せぢゑにはかんだちめ殿上人、おびにぎよたいをつく。かんだちめはきん^金なり。殿上人のはしろきなり。おびの右のわきにほうせんといふよほうなるいしふたつがななにつくといへども、もとこしによるべし。ふとからはせなかなになりな^ん。ほそからんはわきにいりてかくな^ん。をりによりてはからふべし。また、江戸期の記述としては、例えば『和漢三才圖會』卷二十六、服玩具、魚袋の條に次のようにある。

按魚袋、公卿金、四品以下銀魚、皆用白鮫粘之、似刀櫛、帶之第二石右方附之、或第一右、隨人之肥瘦、其紐紺絲或紫四組。延喜式云、參議以上用紫。

(二) 中國において、魚符は、朝廷が官僚に所持させた符契。銅を鑄て、左右一對で組み合う魚の形に製し、左は宮廷、右は本

人が預かり、各官は官位に應じ定められた形式の袋に收めて攜帶し、宮廷に出入りする際、身分を證明するための割符とした。唐代の魚符・魚袋の制については、『新唐書』卷二十四、車服志、符印等の條に次のようにある。

初、高祖入長安、罷隋竹使符、班銀兔符、其後改爲銅魚符、以起軍旅・易守長、京都留守・折衝府・捉兵鎮守之所及左右金吾・宮苑總監・牧監皆給之。畿内則左三右一、畿外則左五右一、左者進内、右者在外、用始第一、周而復始。宮殿門・城門、給交魚符・巡魚符。左廂・右廂給開門符・閉門符。亦左符進内、右符監門掌之。蕃國亦給之、雄雌各十二、銘以國名、雄者進内、雌者付其國。朝貢使各齎其月魚而至、不合者劾奏。

……隨身魚符者、以明貴賤、應召命、左二右一、左者進内、右者隨身。皇太子以玉契召、勅令乃赴。親王以金、庶官以銅、皆題某位姓名。官有貳者加左右、皆盛以魚袋、三品以上飾以金、五品以上飾以銀。刻姓名者、去官納之、不刻者傳佩相付。……高宗給五品以上隨身魚銀袋、以防召命之詐、出内必合之。三品以上金飾袋。垂拱中、都督・刺史始賜魚。天授二年、改佩魚皆爲龜。其後三品以上龜袋飾以金、四品以銀、五品以銅。中宗初、罷龜袋、復給以魚。郡王・嗣王亦佩金魚袋。景龍中、令特進佩魚、散官佩魚自此始也。然員外・試・檢校官、猶不佩魚。景雲中、詔衣紫者魚袋以金飾之、衣緋者以銀飾之。

開元初、駙馬都尉從五品者假紫・金魚袋、都督・刺史品卑者假緋・魚袋、五品以上檢校・試・判官皆佩魚。中書令張嘉貞奏、致仕者佩魚終身、自是百官賞緋・紫、必兼魚袋、謂之章服。當時服朱紫・佩魚者衆矣。

(三) 中身の寶玉よりも容れ物の箱を大事にするの意の成語。本末轉倒することの譬え。『韓非子』外儲說左上の左の一節に基づく。

楚王謂田鳩曰、墨子者、顯學也。其身體則可、其言多而不辯何也。曰、昔秦伯嫁其女於晉公子、令晉爲之飾裝、從衣文之屨七十人、至晉、晉人愛其妾而賤公女、此可謂善嫁妾而未可謂善嫁女也。楚人有賣其珠於鄭者、爲木蘭之櫃、薰以桂椒、綴以珠玉、飾以玫瑰、輯以翡翠。鄭人買其櫃而還其珠。此可謂善賣櫃矣、未可謂善鬻珠也。今世之談也、皆道辯說文辭之言、人主覽其文而忘有用。墨子說、傳先王之道、論聖人之言以宣告人。若辯其辭、則恐人懷其文忘其直、以文書用也。此與楚人鬻珠、秦伯嫁女同類、故其言多不辯。

《五十一》

今袍有襪、人不知何用。習聞襪衫、不以爲異也。按代醉篇曰、羽士上衣下裳、三代之制。今之祭服是也。後魏胡服、便於鞍馬、遂施裙於衣、爲橫幅、而綴於下、謂之襪。今之公裳是也。則戎狄

之服也。戎狄則戎狄矣、襪猶有用。今上衣下裳、而仍用襪。襪之爲贅甚矣。襪又博不盈尺、不足以攝裳。何爲相沿不廢也。(今服其實是下袴、非下裳。然袴有制度文章、非禪禪之類。其位正裳裳、但製不同耳。故曰上衣下裳、亦無不可。) 裾者中衣之裔。長短等差、長者至丈餘。今有與中衣不相屬者、出於畧制、色文與中衣之領同。是未詳其所起。古有曳裾之語、亦只衣裔拂地耳。非別有一物。梁冀作折上巾・狐尾單衣。註曰、後裾曳地、若狐尾也。北史、魏世祖伐夏、微服、遂奔者、入統萬城。夏人覺之、諸門悉閉。世祖入其官中得裾、繫之槩上、乘之而上、僅乃得免。坤輿圖說曰、羅馬國服製、如方袍者、兩肩近下開之曳地。隨其長短、以分品階。其主所服、則兩侍者執裾而從之。要之、亦有所倣也。

【書き下し】

今、袍に襪は有るも、人、何の用なるかを知らず。襪は衫に習聞すれば、以て異と爲さざるなり。按ずるに、代醉篇に曰く、「羽士の上衣下裳は、三代之制なり。今の祭服、是れなり。後魏の胡服は、鞍馬に便にして、遂に裙を衣に施し、横幅と爲して、下に綴し、之を襪と謂ふ。今の公裳、是れなり、則ち戎狄の服なり」と。戎狄は則ち戎狄なれば、襪猶は用有り。今は上衣・下裳にして、仍ほ襪を用ふ。襪の贅爲ること甚だし。襪又た博さ尺に盈たざれば、以て裳を攝るに足らず。何爲れを相沿ひて廢せざるや。(今の服は其の實是れ下袴にして、下裳に非ず。然れども袴には制度

・文章有り、禪禪たんにんの類に非ず。其の位、正に裳に當り、但だ製同じからざるのみ。故に上衣下裳と曰ふも、亦た不可無し。」裾なる者は中衣の裔ひらなり。長短、等差あり、長き者は丈餘に至る。今、中衣と相屬せざる者有るは、畧制に出で、色文、中衣の領と同じくす。是れ未だ其の起おこる所を詳つづまひらかにせず。古、曳裾ひきの語有るも、亦た只だ衣の裔ひら、地を拂ふのみ、別に一物有るに非ず。梁冀りやうぎ、折上巾ひら・狐尾單衣こびを作る。註に曰く、「後裾、地に曳くこと、狐尾の若きなり」と。北史に、「魏の世祖、夏を伐つに、微服し、奔る者はを遂つひひて、統萬城とうばんじやうに入る。夏人之を覺り、諸門悉く閉す。世祖、其の宮中に入りて裾を得、之を梁上りやうじやうに繫なげ、之に乗じて上り、僅かに乃ち免るを得たり」と。坤輿圖說こんいどに曰く、「邏馬國ろまにの服の製は、方袍の如き者、兩肩、下に近づきて之を開き地に曳く。其の長短に隨ひて、以て品階を分つ。其の主の服する所は、則ち兩侍者裾を執りて之に従ふ」と。之を要するに、亦た倣なまふ所有るなり。

【譯】

今、上着に欄らんが付いているが、人々はどのような用途があるのか知らない。欄衫らんしんというのを聞き慣れているので、奇異には思わないのである。按ずるに、『代醉篇』に、「羽士うしが上に衣を着て下に裳を着けるのは、夏・殷・周三代の遺制である。今の祭服さいふくがこれに當る。後魏の胡服は、騎乗するのに便利なよう

に、衣に裾を付け、横長の布を下に縫い付けて、欄と呼んだ。今の公裳はこれで、つまり戎狄の服である。」とある。戎狄は騎馬民族なので、欄はまだ役に立っていたわけだが、今や上に衣を着、下に裳を着けるのに、相變あひらわらず欄を使っているのは、欄の無駄なること甚だしい。その上、欄の幅は一尺に満たないので、裳の代りとするには十分でない。どうして慣習を守って廢止しないのだろうか。「今のわが國の服は、實際には、下に穿くのは袴であつて裳ではない。しかし袴には形や文様の規定があり、單衣ひとえの下袴の類ではない。作りが違うだけで、その地位は裳に相當する。故に上衣下裳と稱しても問題はない。」裾とは中衣ちゆういのすそである。長さに等級があり、身分の高い者は一丈餘りになる。今、中衣と繫ながつていないものがあるのは、略式から出たものである。色や文様は中衣のえりと同じにする。その由來はよく分らない。古く「裾を曳く」という語があつたが、衣のすそが地面を拂うというほどのことで、裾というものが別にあつたわけではない。梁冀は折上巾と狐尾單衣を作つた（と『後漢書』にある）が、註には、「後の裾を地に曳くさまが狐の尾のようである。」と云う。『北史』に、「魏の世祖が夏を伐つた時、人目に付かないように身分の低い者の服裝をして、逃げる者を追ひ、統萬城とうばんじやうに入った。夏の者はそれに氣づき、城門を全て閉ざした。世祖は宮殿に忍び込んで裾を手に入れ、それを梁りやうに結び付け、それを使って（城壁を）上り、かろうじて脱出する

ことができた。」とある^(三三)。『坤輿圖說』^(三四)に、「遷馬國の服の作りは、方袍ほうぼうのような形で、兩肩から下に近づくにつれて廣がり、地面にひきずっており、その長さによって、階級を區別する。主人が着る服は、お付きの者二人がその裾を持ってつき従う。」とある。要するに、やはり何か做うものがあつたのである。

【注】

(一) 士人の衣服の名。衫(單衣)の下に襦を付けてすそとしたことからいう。明清期には秀才・舉人(科擧の童子試・郷試の合格者)の公服とされた。

(二) 道士の別稱。唐の戴叔倫に「贈月溪羽士」、温庭筠に「登李羽士東樓」の詩がある。

(三) 祭祀のときに着る服。明朝の祭服の規定については、『明史』卷六十七、輿服志三、文武官祭服の條に次のようである。

凡親祀郊廟・社稷、文武官分獻陪祀、則服祭服。洪武二十年定、一品至九品、青羅衣、白紗中單、俱皁領緣。赤羅裳、皁緣。赤羅蔽膝。方心曲領。其冠帶・佩綬等差、竝同朝服。

又定品官家用祭服。三品以上、去方心曲領。四品以下、并去佩綬。嘉靖八年更定百官祭服。上衣青羅、皁緣、與朝服同。

下裳赤羅、皁緣、與朝服同。蔽膝・綬環・大帶・革帶・佩玉・鞞履俱與朝服同。

(四) 「代醉編」は、『琅邪代醉編』。明・張鼎忠の撰で、經史に關する考證を録した書。その卷三十一、飯僧の條に次のようである。

史承祖曰、……然冠履兩事、反使今之道流得竊其似、以堅執不變。凡間居、則以巾覆冠、及謁見士夫、并行科升章、則簪冠而徹巾穿烏。是三代之制、尚於羽士見之。至如上衣下裳、各爲長短之制、衣纔至膝、裳乃裙也。今之祭服是也。後魏胡服、便於鞍馬、遂施裙於衣、爲橫幅、而綴於下、謂之襪。今之公裳是也。則戎狄之服也。

右冒頭の「史承祖」は「史繩祖」の誤。右は、南宋・史繩祖の隨筆『學齋佔畢』卷二、飲食衣服今皆變古の條の引用である。なお、史氏の原據では末尾の「戎狄之服也」を「外域之服也」に作る。

(五) 上着の下に着る衣。ここではわが國の下襲(束帶を拵える際、半臂の下に着る衣)を指す。

(六) 下襲の裾の寸法は時代が下るに従つて長さを増すが、鎌倉期の中院(土御門)通方『抄抄』卷上(『群書類從』卷百十四所收)、下襲寸法事の條には次のような規定を記録する。

假令、大臣一丈四五尺、大納言一丈三尺、中納言一丈一尺、參議八尺、四位七尺歟。但近年無存寸法之人、只以長爲先。且又隨人高下可斟酌其長短歟。後堀川院御時、雖被定寸法、不拘制法歟。檢非違使別當已下裾、可載先例也。

(七) 喜多村筠庭『嬉遊笑覽』(一八三〇年) 卷二之上、服飾では、「裾は下襲の尻也。古は纒着とてわづかばかり地につくをいへり。長く地に曳ひくことはなかりしを、や、長くなりて後代大臣は一丈五尺に至る。其已いか下も准じて長し。この故に下襲より續きてはその領下うりかにひけてあしきによりて、別に切はなして用るとぞ。」と、長大な裾が下襲に繋がっていると領が下に引張られて不便であるため切り離したとする。なお、さらに略式には、下襲は略してえりの部分だけの端切れを着けるような場合もあつたらしい。『裝束圖式』(「元祿五年刊行」の奥書あり) 卷上、下襲の條に云う。

下襲、近來上下別ニ切テ用ユ。下襲ノ下ト稱ス。裾ノ事也。上下ツキタルハ事ノ煩アル故也。近代ハ一向上ヲ畧シ、裾計ヲ用ル也。故ニ裾ハ下襲ト替事ナシ。

また、『和漢三才圖會』卷二十八、衣服類、裾きその條に云う。裾、下襲之尻也。其長短有異同。近頃納言以前八尺、大臣一丈、攝關一丈二尺許。往昔與下襲綴連之、今以爲別、著之容易。故畧下襲、而大帷襟著下襲帶切、用裾許亦有之。其紋模様與下襲同。

(八) 下襲の裾の部分を獨立させ、いわゆる「別裾」の形で用いるようになったのは、鎌倉期以降であるとされる。例えば室町期の西三條實隆『裝束抄』下襲の條に、「近來上下別ニ切テ用ユ。下襲ノ下ト稱ス。裾ノコトナリ。」と見える。

(九) 『漢書』卷五十一、鄒陽傳に「飾固陋之心、則何王之門不可曳長裾乎。」とあり、晉・陶潛「勸農」詩に「矧伊衆庶、曳裾拱手。」とある。なお、李白「行路難・其二」詩に「彈劍作歌奏苦聲、曳裾王門不稱情」の句があり、劉亞玲他編『中國歷代詩歌鑒賞辭典』(中國民間文藝出版社、一九八八年)ではこれに「曳裾王門」、即拉起衣服前襟、出入權貴之門(着物の前身頃を引き上げて、有力者の屋敷に出入りする)と注するが、誤りであろう。

(一〇) 『後漢書』卷三十四、梁冀傳(梁統傳に附載)に次のようにある。

弘農人宰宣素性佞邪、欲取媚於冀、乃上言大將軍有周公之功、今既封諸子、則其妻宜爲邑君。詔遂封冀妻孫壽爲襄城君、兼食陽 租、歲入五千萬、加賜赤紱、比長公主。壽色美而善爲妖態、作愁眉、嗾く馬髻、折腰步、齟齬笑、以爲媚惑。冀亦改易輿服之制、作平上駟車、埤幘、狹冠、折上巾、擁身扇、狐尾單衣。壽性鉗忌、能制御冀、冀甚寵憚之。

なお、「折上巾」について、唐・章懷太子(李賢)注に「蓋折其巾之上角也。」とある。

(一一) 右注所掲『後漢書』梁冀傳「狐尾單衣」の章懷太子注に「後裾曳地、若狐尾也。」とある。

(一二) 都城の名。陝西省北端の内蒙古自治區との境界近くに故跡がある(白城子)。五胡十六國時代、匈奴鐵弗部の首領、赫

連勃勃が大夏天王を稱して自立した際に國都として建設した。なお、北魏の世祖・太武帝に攻められた赫連昌は、勃勃の子で、第二代皇帝。

(一三) 『北史』卷十五、魏諸宗室傳、河間公齊の條に次のようにある。

河間公齊、烈帝之玄孫也。少雄傑魁岸。太武征赫連昌、太武馬蹶、賊逼帝、齊以身蔽捍、決死力戰、賊乃退、帝得上馬。是日微齊、帝幾至危殆。帝以微服入其城、齊固諫不許、乃與數人從帝入。城內既覺、諸門悉閉、帝及齊等因入其宮中、得婦人裙、繫之粟上、帝乘而上、因此得拔、於齊有力焉。賜爵浮陽侯。從征和龍、以功拜尚書、進爵爲公。後與新興王俊討禿髮保周、坐事免官爵。

この『北史』の文は、『魏書』卷十四、神元平文諸帝子孫列傳、河間公齊の條に基づくもの。なお、『魏書』・『北史』いずれの文でも、魏世祖が宮中で得たものは「裙」であり、「裾」ではない。

(一四) 「坤輿圖説」は、一般にはイエズス會宣教師・南懷仁 (Ferdinand Verbiest 一六三三—一八八) が著した地理書をいうが、以下の引用文は現行の『坤輿圖説』中には見えない。中國の明清期、わが國の江戸期には「坤輿圖」(世界地圖)の類が多數制作されているが、その圖上に記入された解説文を「圖説」と稱する場合もあるから、ここの引用文もそうした地圖上の解説

文の一節であるのかもしれない。

(一五) 僧侶が身につける袈裟をいう。

《五十二》

大和志曰、天長十年、天皇脩禊于賀茂川、池田春野以掃部頭從焉。視諸人所著衣裾曳地、哂曰、是常儀。非神事古儀。自指示其服。裾離地、而袴裔露見。云是古儀矣、衆皆駭服。据此、長裾起於中古也。非上古有之。

【書き下し】

大和志に曰く、「天長十年、天皇、禊を賀茂川に脩むるに、池田春野、掃部頭を以て從ふ。諸人の著る所の衣、裾、地に曳くを視て、哂ひて曰く、『是れ常儀なり。神事の古儀に非ず』と。自ら其の服を指示するに、裾、地を離れて、袴の裔露見す。云ふ、『是れ古儀なり』と、衆皆駭服す」と。此に据れば、長裾は中古に起こるなり。上古に之有るに非ず。

【譯】

『大和志』に、「天長十年(八三三年)、天皇が賀茂川で禊を修めた際、池田春野は、掃部頭みせうの職により付き従ったが、人々の着る衣が裾を地に引き摺っている様子を見て、笑って言うこ

とには、『それは平常時の作法だ。神事の古來の禮儀ではない。』自分の衣服を示すと、裾は地に届かず、袴のすそが露わになっていた。『これこそ古儀である』と云うので、みなのは驚き感服したのだった。」とある。これに據れば、裾を長くするのは中古から始まったのであって、上古からあったわけではない。

【注】

(一) 律令制で、宮中の掃除や、儀場の設宮などを司つた掃部寮かむろりょうの長。

(二) 『日本輿地通志畿内部』(一七三六年、通稱『五畿内志』、その大和國の部を「大和志」と稱する) 卷十二、大和國之二、添上郡、氏族、池田春野の條に次のようにある。

天長二年、除掃部頭、授從四位下。十年冬將有大嘗會事、天皇欲修禊祓、幸賀茂川。春野以掃部頭奉鹵簿陣、看諸大夫所著當色、其裾曳地、大笑曰、是尋常之裝束、非神事之古體。便指自所著、爲古體之證。其裾離地差高、而袴欄露見矣。皆驚云。古之儀製、應與唐同、後代當效之。春野衣冠古様、身長六尺餘、稠人之中、揭焉而立、會集人莫不駭服。幡幡國老、所宜景仰。承和五年三月卒。年八十二。

右の記事は、『續日本後紀』卷七、承和五年三月の池田春野死去の際の記事をほぼ襲つたもの。なお、伊勢貞丈まこと(一七一七〜八四)の『安齋隨筆』卷六、裾長の條にも、この『續日本後

紀』の記事に觸れて次のように云う。

源氏物語花の宴の卷に、櫻のからのきの御なほし、えびぞめの下かさね、しりいと長く引きて、みな人はうへのきぬなるに、あざれたるおほきみすがたのなまめきたるにていつかれいりたまへる云云、是れ光源氏のさまを云へるなり。この物語は一條院の御時に作れり。其の頃ははや下がさねの尻長くなりたるを、常に見たるによりて、下がさねの尻いと長く引きてと書きしなり。古代はしりり長からず。續日本後紀仁明天皇承和五年三月乙丑の紀に、池田の朝臣春野が、衣冠其の裾地を離れ差高くして、袴欄顯はれて見えたるを、此の有様效ふべきよし見えたり。下かさねのしりは裾なり。

(三) 池田春野の時代にすでに「地に曳く」状態となつていた裾は、その後さらに長さを増し、約百年後の天暦年間には、儉約のため長さの制限が定められるに至る。『政事要略』卷六十七、糾彈雜事七、男女衣服并資用雜物等事に「李部記」を引いて次のように云う。

天曆元年十一月十七日、兵庫頭忠幹傳右大臣消息云、近日有被定行儉約事。……自餘雜事、諸卿色々有定申。就中下襲長、親王出袍欄一尺五寸、大臣一尺、納言八寸、參議六寸。公卿節會日得用綾、六位不得着襖子。

《五十三》

中山傳信録、記琉球俗、有言、寢衣比身、加長其半、有袖及領、厚絮擁之。異而記之也。可知漢土、未嘗有領袖臥被也。

【書き下し】

中山傳信録に、琉球の俗を記して言ふ有り、「寢衣いんい、身に比するに、長を加ふること其の半ななかば、袖そで及び領えり有り、厚絮こうじゆ之を擁す」と。異として之を記すなり。知るべし、漢土には、未だ嘗て領袖りやくしゆの臥被ひ有らざるを。

【譯】

『中山傳信録』に、琉球の風俗を記録して、「寢衣は、身長に比べて、半分の長さを加え（一倍半の長さで）、袖と襟があり、中には厚い綿が入っている。」と云つてゐる。これは珍しいものとして記録したのである。このことから、漢土には襟や袖が付いた寢衣が存在しなかつたことがわかる。

【注】

(一) 『中山傳信録』は、清の徐葆光じよほくわうが著した地理書。「中山」は琉球の別稱。著者が一七一九～二〇年、副使として派遣され滞在した琉球國の事情や風俗・言語などについて記す。その巻五、冠服に、「寢衣、比身加長其半、有袖及領、厚絮擁之。國

人呼衣曰衾、此則衾又如衣也。」とある。

《五十四》

雲仙雜記、載洛陽歲時節物、重九有羊肝餅。未詳其制、不知其與羊饅同異。然羊饅色澤如獸肝。宜呼羊肝、而音讀方應。求肥鰯、亦宜用牛脾字。竊恐是避諱失本名者。

【書き下し】

雲仙雜記に、洛陽の歲時の節物を載するに、重九じゆうきゆうに羊肝餅やうかん有り。未だ其の制を詳らかにせざれば、其の羊饅やうかんと同異するを知らず。然れども羊饅の色澤は獸肝の如し。宜しく羊肝と呼ぶべくして、音讀方に應ず。求肥鰯きうひいなんも、亦た宜しく牛脾ぎうひなんの字を用ふべし。竊ひそかに恐らくは是れ諱いみなを避けて本名を失ふ者ならん。

【譯】

『雲仙雜記』に、洛陽の年中行事の風物を記載した中に、重九じゆうきゆうの節句に羊肝餅なるものが見える。その作りは詳しく書かれていないので、それが日本の羊饅やうかんと同一ものかどうかは分からない。しかし、羊饅の色つやは、獸の肝のようである、羊肝と呼ぶのにふさわしい上に、音讀もまさに一致する。求肥鰯きうひいなんも、牛脾ぎうひなんの字を用いるべきである。思うに、これらは諱を避けて本名

を忘れる^る ようなものであろう。

【注】

(一) 『雲仙雜記』は、唐・馮贛^{オウシ}撰。古今の書籍より記事を選び抜き雜載する。その卷一、洛陽歲節の條に次のようにある。

洛陽人家、正旦、造絲鷄、葛燕粉荔枝。正月十五日、造火蛾兒、食玉梁糕。寒食、裝萬花輿、煮楊花粥。端午、朮羹、艾酒、以花絲樓閣插鬢、贈遺辟瘟扇。乞巧、使蜘蛛結萬字、造明星酒、裝同心膾。重九、迎涼脯、羊肝餅、佩瘦木符。冬至、煎綵珠、戴一陽巾。除夜、銅刀刻門、埋小兒硯、點水盆燈。臘日、造脂花燄。〔金門歲節。〕

末尾に注記されるように、この一節はもと『金門歲節』（撰者未詳。唐代の洛陽周邊の歲時を記す。現在は散逸）に出るものらしい。ただし、さらに遡れば、『金門歲節』の記載も『玉燭寶典』を襲ったものであつたかもしれない。注（三）を參照。

(二) 五節句の一つで、陰曆九月九日。陰陽の觀念でいえば奇數は陽で、その極數（基數の中で最大）である九が重なることから重陽とも稱する。

(三) 『和漢三才圖會』卷百五、羊羹の條では、「按羊羹餅、…玉燭寶典、有羊肝餅之名、即此類也。」と述べ、『玉燭寶典』に見える羊肝餅と日本の羊羹^{ようかん}とを同類のものとして見なしている。ただし、中國における「餅」は、小麦粉などを練り圓盤状にし

て焼いたり蒸したりしたものをいい、日本の「もち」とは異なる。今、羊肝餅が如何なるものであつたかは詳らかにしないが、日本の羊羹の原型とは見なし難いのではないか。あるいは重陽糕の類であろうか。なお、『玉燭寶典』は、隋・杜臺卿が著した歲時の書で、中國では清代以降に亡佚した。現行本は日本に保存されていたものを基にするが、奇しくも卷九の重九の部を缺いている。中國で同書が散逸する以前に成立した書、例えば明・顧起元の『説略』卷四、時序には、「玉燭寶典曰、重九、用迎涼脯、羊肝餅、佩瘦木符。」と引かれるので、明代になお存した『玉燭寶典』には重陽の部が含まれていたであろう。寺島良安が見たのが、こうした他書への引用であつたのか、日本に傳わる卷九を含むテキストであつたのかは不明である。なお、『玉燭寶典』卷九の所在を巡るミステリーについては、石川三佐男「古逸叢書の白眉『玉燭寶典』について―近年の學術情報・卷九の行方など―」（『秋田中國學會五〇周年記念論集』所収、二〇〇五年）を參照。

(四) 『和漢三才圖會』卷百五、求肥糖の條にも、「按牛脾・羊肝、共華人所賞美者。本朝嘗不食畜肉、忌之換求肥字矣。」とある。

(五) 宋・程大昌『雍錄』（關中地方の地理を記した書）卷六、長水の條に云う。

漢城東二十里爲霸陵。霸陵之西、則澹水。澹水至霸、則已

合霸。霸又北流、別有長水者。水經所載、凡有三派、其末皆
 白白鹿原北入霸。後因姚萇據有長安、人爲萇諱、故改此水以
 爲荆溪水、因此失其本名。雖以顏師古之博、而亦不能是正。

《五十五》

宋詩曰、中食下林狢、夜禪移塚狐。俗謂午飯爲中食、是也。

【書き下し】

宋詩に曰く、「中食に林狢下り、夜禪に塚狐移る」と。俗に午
 飯を謂ひて中食と爲す、是れなり。

【譯】

宋代の(僧・惠崇の)詩に、「中食の時には林の狢が下つ
 て來、夜坐禪していると塚の狐がやつて來る」とある。俗に午飯
 を中食と稱するのがこれである。

【注】

(一) 宋・吳處厚『青箱雜記』卷九に次のようにある。

楊文公談苑稱、楚僧惠崇工詩、於近代釋子中爲傑出。而歐
 陽公少師歸田錄、亦紀其佳句、則不甚多。余嘗見惠崇自撰句
 圖、凡一百聯。皆平生所得於心而可喜者、今竝錄之。……贈

素上人云、中食下林狢、夜禪移塚狐。

なお、宋・江少虞『事實類苑』卷三十六、詩歌賦詠、張鄧公
 の條にも右と同じ「楊文公談苑」の文を引くが、惠崇「贈素上
 人」詩の句を「中食下林狢、寒禪移塚狐」に作る。

(二) 狢は、『廣雅』では「蝮」に同じとし、『類篇』には「如
 猴、印鼻長尾(猴に似て、鼻が高く尾が長い)」と云う。なお、
 『廣韻』では「狢」に同じとし、狢にはサルその他、イタチの類
 の獸の意もあるが、ここの狢は日中に行動しているから、やは
 りサルの類であろう(イタチ類は夜行性のものが多い)。

(三) 中食は、宋・釋道誠『釋氏要覽』卷上に「僧祇律」を引い
 て、「時食、謂時得食、非時不得食。今言中食、以天中日午時
 得食、當日中、故言中食。」と云うように、もと佛敎語で正午
 に攝る食事をいう。喜田川守貞『守貞謾稿(近世風俗志)』後
 集卷一、食類にも、「平日の飯、京坂は午飯、俗に云ふひるめ
 し、あるひは中食と云ひ、これを炊く。午食に煮物あるひは魚
 類、または味噌汁等、二、三種に香の物を合す。」とある。

〈なばた よしのり／本学教授〉